

生駒市地域防災計画
【災害対応マニュアル編】

災害対応マニュアル編 目次

第1章 災害対応の体制	1
第1節 風水害配備体制.....	3
第2節 地震災害配備体制.....	12
第3節 原子力災害配備体制.....	21
第4節 その他の災害配備体制.....	25
第2章 災害対応のコーディネート	29
第1節 情報収集・整理・伝達.....	31
第2節 緊急輸送体制の整備.....	33
第3節 受援体制の整備.....	35
第4節 支援体制の整備.....	37
第5節 災害救助法の適用.....	38
第3章 生命を守るための対策	41
第1節 避難行動.....	43
第2節 消火・救助・救急、水防活動.....	47
第3節 医療・救護活動.....	50
第4節 二次災害防止活動.....	52
第5節 事故対応.....	58
第4章 生活を守るための対策	59
第1節 避難生活支援.....	61
第2節 物資の供給.....	64
第3節 災害時要援護者支援.....	67
第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等.....	68
第5節 防疫、保健衛生.....	70
第6節 廃棄物の処理及び清掃.....	73
第7節 ライフラインの応急復旧.....	77
第5章 復旧への足がかり	79
第1節 住宅応急対策.....	81
第2節 文教対策.....	85
第3節 文化財の応急対策.....	88
第4節 ボランティアの受入れ.....	89
第5節 義援金、救援物資の受入れ.....	90
第6章 災害復旧・復興計画	93
第1節 公共施設の災害復旧.....	95

第2節	企業等の再建支援	97
第3節	被災者の生活再建支援	99
第4節	災害復旧・復興	102

■災害対策本部の事務分掌（班別）

部	班	構成	所掌事務
本部事務局	統括班	防災安全課、秘書課、消費生活センター	気象・水位等の情報収集（p3）
			職員の配備・動員（p5、12、13、21）
			災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p7、16）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			緊急初動体制（p14）
			原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖（p22）
			拠点避難所等の開設・運営・閉鎖（p23、24）
			事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p26）
			情報収集・整理・伝達（p31、32）
			緊急輸送体制の整備（p33）
			受援体制の整備（p35、36）
			支援体制の整備（p37）
			災害救助法の適用（p38、39）
			避難情報の発令（p43）
			帰宅困難者対策（p46）
			事故対応（p57）
			応急仮設住宅の設置（p81）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
			災害における教訓の継承・発信（p103）
	総務班	監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、市民課、総務課（兼任）、会計課（兼任）	災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p22）
			情報収集・整理・伝達（p31、p32）
			避難情報の発令（p43）
	広報班	広報広聴課、地域コミュニティ推進課（兼任）	警戒区域の設定（p45）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p26）
			情報収集・整理・伝達（p31）
			受援体制の整備（p35）
			避難情報の発令（p43）
			警戒区域の設定（p45）
			帰宅困難者対策（p46）
			事故対応（p57）
			電気、電話、都市ガス、鉄道の応急復旧（p78）
	情報収集整理班	人権施策課、人権文化センター（兼任）、男女共同参画プラザ、情報システム管理室（兼任）、議会事務局、企画政策課（兼任）、デジタルイノベーション推進課、財政課（兼任）	災害復興（p102）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			情報収集・整理・伝達（p31）
			受援体制の整備（p35）
			支援体制の整備（p37）
			警戒区域の設定（p45）
			帰宅困難者対策（p46）
			事故対応（p57）
			行方不明者の搜索及び遺体の火葬等（p68）
			電気、電話、都市ガス、鉄道の応急復旧（p78）

部	班	構成	所掌事務
	資源管理班	総務課（兼任）、情報システム管理室（兼任）	災害復興（p102）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			情報収集・整理・伝達（p31）
			緊急輸送体制の整備（p33）
			受援体制の整備（p35）
			災害復興（p102）
	財務班	財政課（兼任）、会計課（兼任）	受援体制の整備（p35）
			資金計画（p96）
	動員・受援調整班	人事課、企画政策課（兼任）	職員の配備・動員（p5、12、13、21）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p9、18）
			受援体制の整備（p35、36）
			支援体制の整備（p37）
			行方不明者の搜索及び遺体の火葬等（p68）
			災害復興（p102）
救援衛生部	被災者救援班	地域コミュニティ推進課（兼任）、市民活動推進センター（兼任）、商工観光課（兼任）、観光振興室（兼任）、課税課（兼任）、収税課（兼任）、契約検査課（兼任）、学校給食センター（兼任）	緊急輸送体制の整備（p33）
			食料、生活必需品の供給（p65）
			義援金、救援物資の受入れ（p90）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
	調査班	課税課（兼任）、収税課（兼任）、契約検査課（兼任）	警戒区域の設定（p45）
			罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成（p99）
			災害復興（p102）
	経済班	農林課、農業委員会事務局、商工観光課（兼任）、観光振興室（兼任）	情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			水防活動（p48）
			公共土木施設等の応急措置（p52）
			事故対応（p57）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			農林業災害復旧資金の相談、斡旋（p97）
			中小企業の再建資金の相談、斡旋（p98）
			災害復興（p102）
	衛生班	環境保全課、SDGs推進課、清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			事故対応（p57）
			行方不明者の搜索及び遺体の火葬等（p68）
			動物等の収容対策（p72）
			災害廃棄物の処理（p73）
			生活ごみ・粗大ごみ等の処理（p75）
			し尿処理（p76）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
医療福祉部	医療防疫班	健康課、地域医療課、国保医療課、こども政策課、子育て支援総合センター	災害復興（p102）
			情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			医療・救護活動（p50）
			事故対応（p57）

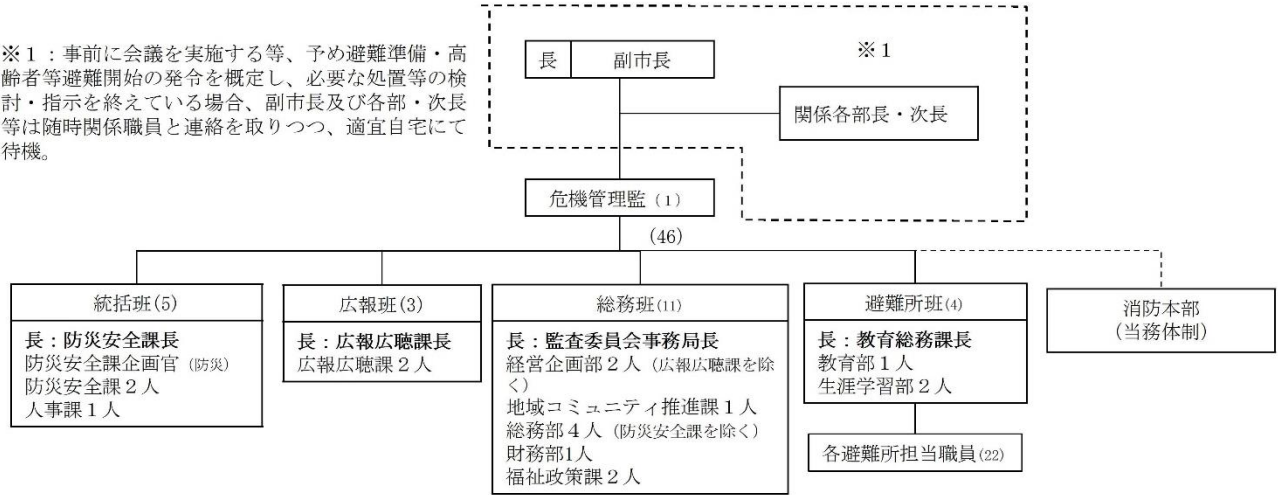
部	班	構成	所掌事務
			災害時要援護者支援（p67）
			防疫活動（p70）
			被災者の健康維持活動（p71）
			文教対策（p85）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
	福祉班	福祉政策課、地域包括ケア推進課、地域共生サミット推進室、障がい福祉課、生活支援課、介護保険課	情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			事故対応（p57）
			福祉避難所の開設・運営・閉鎖（p63）
			災害時要援護者支援（p67）
			行方不明者の捜索及び遺体の火葬等（p68）
			応急仮設住宅の設置（p81）
			ボランティアの受入れ（p89）
			義援金、救援物資の受入れ（p90）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
水道部	下水道班	下水道課、竜田川浄化センター	情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			事故対応（p57）
			上・下水道施設の応急復旧（p77）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
	水道班	上下水道部総務課、工務課、浄水場	情報収集・整理・伝達（p31）
			支援体制の整備（p37）
			事故対応（p57）
			応急給水（p64）
			上・下水道施設の応急復旧（p77）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			被災者の生活再建支援（p99）
			災害復興（p102）
土木部	土木班	土木課、管理課、事業計画課、みどり公園課、花のまちづくりセンター	気象・水位等の情報収集（p3）
			情報収集・整理・伝達（p31）
			緊急輸送体制の整備（p33）
			支援体制の整備（p37）
			水防活動（p48）
			公共土木施設等の応急措置（p52）
			土砂災害対策（p54）
			事故対応（p57）
			災害廃棄物の処理（p73）
			住居障害物の除去（p84）
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画（p95）
			災害復興（p102）
	建築班	建築課、都市づくり推進	情報収集・整理・伝達（p31）

部	班	構成	所掌事務
		課、拠点形成室、学研推進課、住宅課、施設マネジメント課、ファミリマネジメント推進室	支援体制の整備 (p37)
			公共土木施設等の応急措置 (p52)
			被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定 (p55)
			事故対応 (p57)
			応急仮設住宅の設置 (p81)
			住宅の応急修理 (p83)
			その他住宅応急対策 (p84)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p95)
			被災者の生活再建支援 (p99)
			災害復興 (p102)
教育部	避難所・学校班	教育総務課、学校給食センター（兼任）、教育指導課、教育政策室、幼保こども園課、こども園準備室、保育園、幼稚園、児童総務課	地区連絡所（避難所）の開設・運営・閉鎖 (p19)
			拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 (p23)
			情報収集・整理・伝達 (p31)
			支援体制の整備 (p37)
			事故対応 (p57)
			避難所の開設・運営・閉鎖 (p61)
			文教対策 (p85)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p95)
			災害復興 (p102)
	避難所・社会教育班	生涯学習課、スポーツ振興課、図書館、図書館南分館、図書館北分館、生駒駅前図書室、人権文化センター（兼任）	拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 (p23)
			情報収集・整理・伝達 (p31)
			支援体制の整備 (p37)
			事故対応 (p57)
			避難所の開設・運営・閉鎖 (p61)
			文化財の応急対策 (p88)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p95)
			災害復興 (p102)
	臨時避難所班	地域コミュニティ推進課（兼任）、市民活動推進センター（兼任）、商工観光課（兼任）、観光振興室（兼任）	緊急避難場所の開放・運営・閉鎖 (p10)
			地区連絡所の設置（緊急避難場所の開放）・運営・閉鎖 (p19)
			避難所の設置・運営・閉鎖 (p61)
消防部	消防庶務班	消防本部総務課	情報収集・整理・伝達 (p31)
			支援体制の整備 (p37)
			消火・救助・救急活動 (p47)
			事故対応 (p57)
	消防情報班	消防本部予防課	情報収集・整理・伝達 (p31)
			支援体制の整備 (p37)
			消火・救助・救急活動 (p47)
			その他危険物施設等の応急措置 (p56)
			事故対応 (p57)
	消防統括指揮班	消防本部警防課	気象・水位等の情報収集 (p4)
			情報収集・整理・伝達 (p31)
			支援体制の整備 (p37)
			消火・救助・救急活動 (p47)
			医療・救護活動 (p50)
			事故対応 (p57)
	災害活動班	消防署	情報収集・整理・伝達 (p31)

部	班	構成	所掌事務
			緊急輸送体制の整備（p33）
			支援体制の整備（p37）
			避難情報の発令（p43）
			警戒区域の設定（p45）
			消火・救助・救急活動（p47）
			医療・救護活動（p50）
			事故対応（p57）

■「警戒本部 0 号配備」編成表

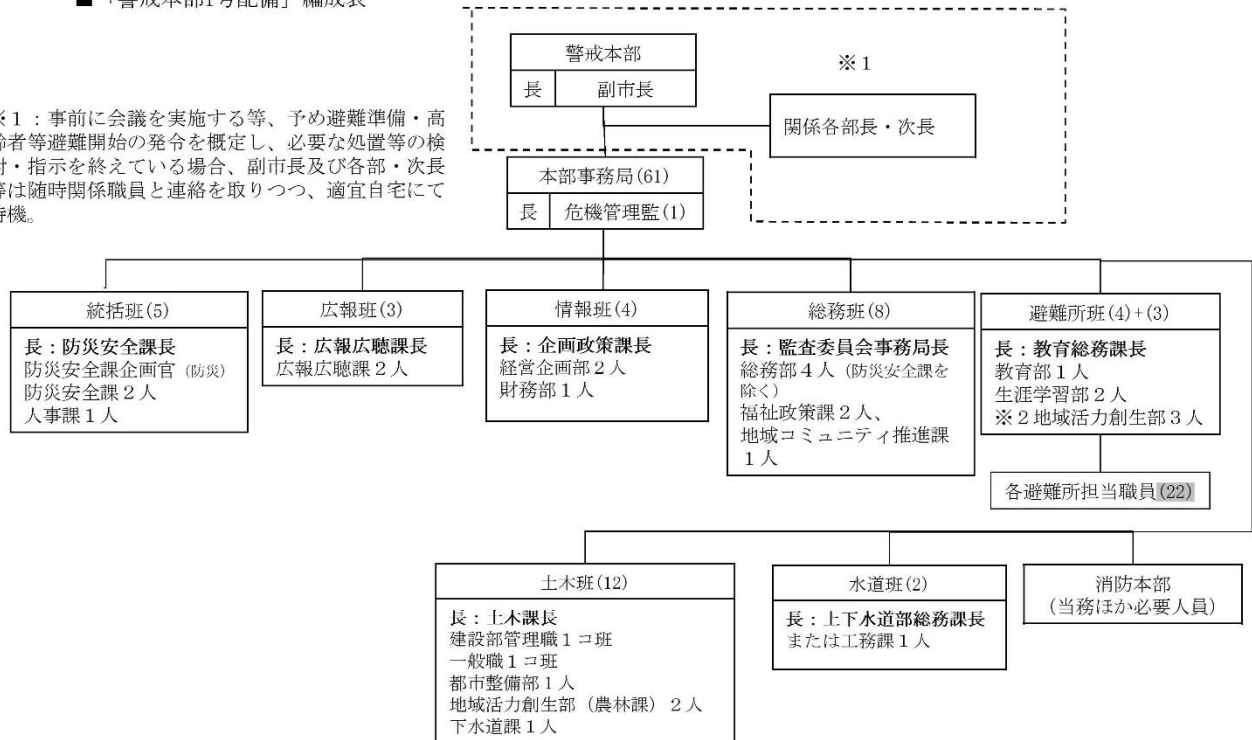
※ 1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。



経営企画部：デジタルイノベーション推進課、議世事務局を含む
 総務部：選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む
 財務部：会計課を含む
 地域活力創生部：農業委員会事務局を含む

■「警戒本部1号配備」編成表

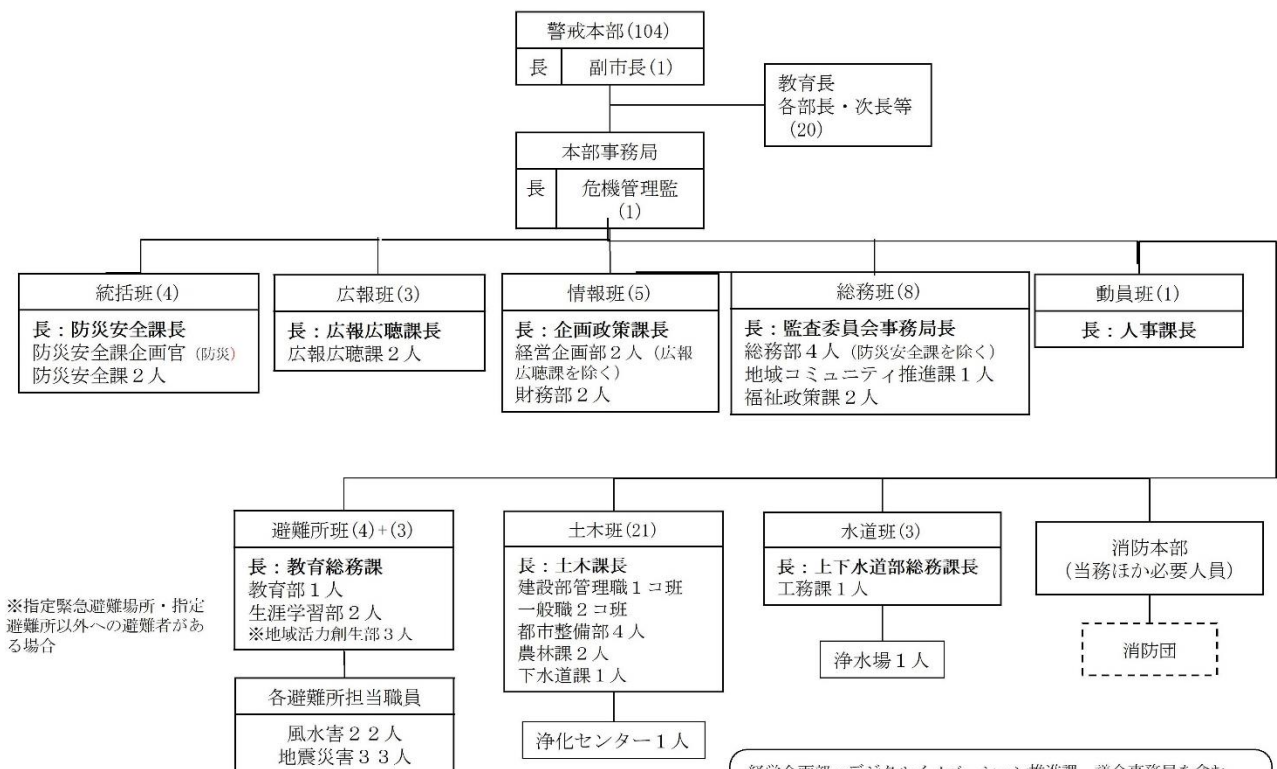
※1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。



※2：指定緊急避難場所・指定避難所以外への避難者がある場合

経営企画部：デジタルイノベーション推進課、議会事務局を含む
総務部：選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む
財務部：会計課を含む
地域活力創生部：農業委員会事務局を含む

■「警戒本部2号配備」編成表



※指定緊急避難場所・指定避難所以外への避難者がある場合

経営企画部：デジタルイノベーション推進課、議会事務局を含む
総務部：選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む
財務部：会計課を含む
地域活力創生部：農業委員会事務局を含む

災害対策本部編成表

【災害対策本部】 【本部長】市長 【副本部長】副市長 教育長 【本部員】 危機管理監 特命監 各部長	危機管理監	【本部事務局】 ◎総務部 経営企画部 財務部（兼任） デジタルイノベーション推進課 選挙管理委員会事務局 局 監査委員事務局 議会事務局 会計課 地域活力創生部（兼任）	統合班	○防災安全課 秘書課 消費生活センター ○監査委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市民課 総務課（兼任） 会計課（兼任） ○広報広聴課 地域コミュニティ推進課（兼任） ○人権施策課 人権文化センター 男女共同参画プラザ 情報システム管理室（兼任） 議会事務局 企画政策課（兼任） デジタルイノベーション推進課 財政課（兼任） ○総務課（兼任） 情報システム管理室（兼任） ○人事課 企画政策課（兼任） ○財政課（兼任） 会計課（兼任）	総務班 広報班 情報収集整理班 資源管理班 動員・受援調整班 財政班	災害対策本部設置運営 通信手段の確保 奈良県・自衛隊等への連絡調整 リエゾン・統括支援員受け入れ調整 DMAT受け入れ調整 問い合わせ要望対応 安否・行方不明者情報収集・整理・確認・公表、問い合わせ対応 記者会見の実施 マスコミ対応 市民向け外部向け情報伝達・発信 被害情報の収集・とりまとめ 保有資源の管理、調整（公用車、会議室等） 職員の安否確認 被災状況確認 人員調整 受援調整（人・物）職員の健康確保 心のケア 財源の確保、国、県へ補助金、交付金の申請 受援に係る本市負担経費の処置
			調査班	○課税課（兼任） 収税課（兼任） 契約検査課（兼任） ○地域コミュニティ推進課（兼任） 市民活動推進センター （兼任） 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任） 学校給食センター（兼任） 課税課（兼任） 収税課（兼任） 契約検査課（兼任） ○環境保全課 清掃リレーセンター SDGs推進課 ○農林課 農業委員会事務局 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任）	イコマド 商工会議所 火葬場 清掃センター エコパーク21 高山竹林園	家屋被害認定調査、罹災証明の発行 被災者台帳の作成、税の減免 救援物資の依頼 輸送調整 物資輸送拠点の開 設・運営、配布、ニーズ調査、避難所生活支援 炊き出し等食事提供 生活再建支援
【救援衛生部】 ◎地域活力創生部 財務部（兼任） 農業委員会事務局 教育部（兼任）	緊急初動部	【医療福祉部】 ◎福祉部 子育て健康部	被災者救護班	○課税課（兼任） 収税課（兼任） 契約検査課（兼任） ○地域コミュニティ推進課（兼任） 市民活動推進センター （兼任） 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任） 学校給食センター（兼任） 課税課（兼任） 収税課（兼任） 契約検査課（兼任） ○環境保全課 清掃リレーセンター SDGs推進課 ○農林課 農業委員会事務局 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任）	イコマド 商工会議所 火葬場 清掃センター エコパーク21 高山竹林園	家屋被害認定調査、罹災証明の発行 被災者台帳の作成、税の減免 救援物資の依頼 輸送調整 物資輸送拠点の開 設・運営、配布、ニーズ調査、避難所生活支援 炊き出し等食事提供 生活再建支援
			衛生班	○環境保全課 清掃リレーセンター SDGs推進課 ○農林課 農業委員会事務局 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任）	火葬場 清掃センター エコパーク21 高山竹林園	災害廃棄物（トイレ処理、汲み取り含む） 死体安置、埋葬、ペット（徘徊動物）対応 ため池・農地被害、農業支援、事業者支援
【医療福祉部】 ◎福祉部 子育て健康部	緊急初動部	【医療福祉部】 ◎福祉部 子育て健康部	福祉班	○福祉政策課 障がい福祉課 生活支援課 地域包括ケア推進課 地域共生サミット推進室 介護保険課 ○健康課 こども政策課 子育て支援総合センター こどもサポートセンター 地域医療課 国保医療課	社会福祉協議会 民生・児童委員 福祉センター 福祉避難所 市立病院 医師会	災害時要支援者の安否確認、支援福祉避難所開設 要支援者の福祉避難所または医療機関への搬送 災害ボランティア受け入れ 義援金の受付 配分方法の検討 被災者相談窓口の設置 医師会对視本部、救護所の設置 医療機関連携 避難所の衛生管理 医師、保健師巡回 口腔ケア べのケア 助産、乳幼児・妊産婦ケア 保険料の減免
			医療防疫班	○健康課 こども政策課 子育て支援総合センター こどもサポートセンター 地域医療課 国保医療課	市立病院 医師会	医師会对視本部、救護所の設置 医療機関連携 避難所の衛生管理 医師、保健師巡回 口腔ケア べのケア 助産、乳幼児・妊産婦ケア 保険料の減免

【土木部】 ◎建設部 都市整備部	土木班	○土木課 管理課 事業計画課 みどり公園課 花のまちづくりセンター	山麓公園	道路啓開、被災建物解体撤去
	建築班	○建築課 住宅課 都市づくり推進課 拠点形成室 学研推進課 施設マネジメント課 ファンリティアナシメント推進室		建物た急危険度判定 応急仮設住宅の設置 みなし仮設検討 入居管理 災害復旧まちづくり事業
【水道部】 ◎上下水道部	下水道班	○下水道課 竜田川浄化センター	山田川浄化センター	下水道施設の復旧
	水道班	○上下水道部総務課 工務課 浄水場		上水道施設の復旧 給水活動
【教育部】 ◎教育部 生涯学習部 地域活力創生部（兼任）	避難所学校班	○教育総務課 学校給食センター（兼任） 教育指導課 教育政策室 幼児子ども園課 こども園準備室 保育園 幼稚園 児童給務課	小学校 中学校 教育支援施設 北給食センター	避難所開放、避難所運営、物資管理 避難所統合、閉鎖 避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 帰宅困難者対応 在宅避難者の把握 教育の再開 保育の再開
	避難所社会教育班	○生涯学習課 スポーツ振興課 図書館 図書館南分館 図書館北分館 生駒駅前図書室 市民活動推進センター（兼任）	生涯学習施設 スポーツ施設	避難所開放、避難所運営、物資管理 避難所統合、閉鎖 避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 帰宅困難者対応 在宅避難者の把握 文化財の保護、調査、修復
	臨時避難所班	○地域コミュニティ推進課 （兼任） 市民活動推進センター（兼任） 商工観光課（兼任） 観光振興室（兼任）		避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 在宅避難者の把握
【消防部】 ◎消防本部	消防庶務班	○消防本部総務課	消防団	活動基盤の確立
	消防情報班	○予防課		被害情報の収集・とりまとめ
	消防統括指揮班	○警防課		緊急消防援助隊の受け入れ調整 警察・自衛隊との活動調整
	消防活動班	○本署 北分署 南分署		救出救助 負傷者等の搬送 消火活動

※◎の部長は災害対策本部体制時の部を代表し、他の部長はこれを補佐する

※○は災害対策本部体制時の班長を示す

※災害対策本部会議には、すべての部長が出席する

※各部の統括担当は、当該部に関する次の役割を担う

- ・部長の重要な意思決定に係る補佐
- ・部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

動員表－2

動員区分		1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部 (0号配備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員
目的		小規模災害に 対応する	複数の小規模災害 に対応する	早期避難に対 応する	早期避難及び小規 模災害に対応する	避難及び複数の小規 模災害に対応する	中規模災害に対 応する	複数の中規模災 害に対応する	大規模災害に 対応する
本部		危機管理監	危機管理監	副市長	副市長	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長
本部 事務局	経営企画部	広報広聴課 1 人	広報広聴課 1 人、 + 1 人	部長、次長、広報広聴課 3 人、+ 3 人					
	総務部	防災安全課長 + 防災安全課 2 人 + 3 人	防災安全課長 + 防 災安全課 2 人 + 4 人	部長、次長、危機管理監、防災安全課長 + 防災安全課企画官 + 防災安全課 2 人、監査委員会事務局 1 人、人事課 1 人 + 4 人					
財政調 査部	財政部	1 人	1 人	1 人		部長、次長 + 2 人			
救援 衛生部	地域活力 創生部	農林課 1 人	農林課 2 人 地域コミュニティ 推進課 1 人	地域コミュニティ 推進課 1 人	農林課 1 人 地域コミュニティ 推進課 1 人	部長、次長、農林課 2 人、地域コミュニテ ィ推進課 1 人			
	福祉部	福祉部	福祉部	福祉部	福祉部	福祉部			
土木部	子育て健康部	1 人	2 人	部長、次長 + 福祉政策課 2 人					
	建設部	管理職 1 コ班 一般職 1 コ班	管理職 1 コ班 一般職 2 コ班	部長、次長 管理職 1 コ班 一般職 1 コ班	部長、次長 管理職 1 コ班 一般職 1 コ班	部長、次長 管理職 1 コ班 一般職 2 コ班			
水道部	都市整備部	1 人	4 人	1 人		部長、次長、+ 4 人			
	上下 水道部	2 人	2 人 + 浄水場 1 人 + 浄化センター 1 人	2 人		部長、次長 + 3 人 + 浄水場 1 人 + 浄化 センター 1 人			
教育部	教育部	1 人	教育総務課 1 人 + 1 人	部長、次長、教育総務課 1 人 + 1 人 + 避難所担当	部長、次長、教育総務課 1 人 + 1 人 + 避難所担当	教育長、部長、次長、 1 人 + 避難所担当	教育総務課 1 人 + 1 人 + 避難所担当		
	生涯 学習部	1 人	スポーツ振興課 1 人 + 1 人	部長、次長、スポーツ振興課 1 人 + 1 人 + 避難所担当	部長、次長、スポーツ振興課 1 人 + 1 人 + 避難所担当				
	(地域活力創 生部) ※	—	—	—	3 人				
消防部	消防 本部	当務ほか必要人員					交代制勤務 1/3 を除く職員		
避難所自動参集職員		—	—	—	—	—	あらかじめ指定された職員 震度 5 以上の地震の場合は自動参集		
緊急初動部要員		—	—	—	—	—	あらかじめ指定された職員 震度 5 以上の地震の場合は自動参集		

災害対策本部は当初1号～3号動員で職員を動員するが、災害応急対策の進捗や災害の規模等にに応じて適宜動員・組織編成を縮小することができる。

※：指定緊急避難場所・指定避難所以外の施設に避難者がある場合

第 1 章 災害対応の体制

第1節 風水害配備体制

1 気象・水位等の情報収集

(1) 総務部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	防災安全課長は、気象・水位等の情報を収集する	1-1 ☐	防災安全課	防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 ☐	防災安全課	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	防災安全課長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 ☐	防災安全課	発令されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を整理する	
		2-2 ☐	防災安全課 情報班※	土木課、警防課と連絡調整し、各課が収集した情報を整理する	動員表 編成表
		2-3 ☐	防災安全課 人事課※	配備体制の判断に関する資料を整理する	動員表 編成表

※災害対策本部体制前の活動のため通常業務の部・課名を用いている（以下同様に記述）

※2-2 警戒本部 1 号配備までは「防災安全課」警戒本部 2 号配備以降は「情報班」

※2-3 1 号警戒配備のときは「防災安全課」、2 号警戒配備のときは「人事課」、警戒本部 1 号配備のときは「統括班」、警戒本部 2 号配備以降は「動員班」

(2) 建設部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	土木課長は警防課長と調整のうえ、気象・水位等の情報を収集する	1-1 ☐	土木課	防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 ☐	土木課	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
		1-3 ☐	土木課	必要に応じて、河川水位や周辺状況のパトロールを実施する	
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	土木課長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 ☐	土木課	パトロールの実施等により収集した情報を整理する	
		2-2 ☐	土木課	情報整理内容について防災安全課（情報班）※に伝達する	

※2-2 1号警戒配備、2号警戒配備のときは「防災安全課」、警戒本部0号配備のときは「統括班」、警戒本部1号配備、警戒本部2号配備のときは「情報班」

(3) 消防本部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	警防課長は土木課長と調整のうえ、気象・水位等の情報を収集する	1-1 ☐	警防課	市民の通報や防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 ☐	警防課	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
		1-3 ☐	消防署長	必要に応じて河川水位や周辺状況のパトロールを実施する	
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	警防課長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 ☐	警防課	市民からの通報等により収集した情報を整理する	
		2-2 ☐	警防課	情報整理内容について防災安全課（情報班）に伝達する	

※2-2 1号警戒配備、2号警戒配備のときは「防災安全課」、警戒本部0号配備のときは「統括班」、警戒本部1号配備、警戒本部2号配備のときは「情報班」

2 職員の配備・動員

(1) 勤務時間内

業務		実施内容			参照
業務実施時期：台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなど					
1	危機管理監は、配備体制を決定する	1-1 ☐	危機管理監	風水害時配備基準表にしたがい、配備体制を検討するとともに、発令を総務部長（又は市長、副市長）に具申する	次頁
		1-2 ☐	防災安全課長	決定された配備体制を各部長に伝達する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	各部室長は、職員を動員する	2-1 ☐	各部	決定された配備体制にしたがい、職員を動員する	
		2-2 ☐	防災安全課長 人事課長 ※	動員状況を取りまとめる。	様式集 1-1

※2-2 1号警戒配備のときは「防災安全課」、2号警戒配備のときは「人事課」、警戒本部 1号配備のときは「統括班」、警戒本部 2号配備以降は「動員班」

(2) 勤務時間外

業務		実施内容			参照
業務実施時期：台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなど					
1	危機管理監は、配備体制を決定する	1-1 ☐	危機管理監	風水害時配備基準表にしたがい、配備体制を検討するとともに、発令を総務部長（又は市長、副市長）に具申する	次頁
		1-2 ☐	防災安全課長	決定された配備体制を職員参集メールシステム等により各関係職員に伝達する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	各部室長は、職員を動員する	2-1 ☐	各部	携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	様式集 1-1
		2-2 ☐	各部	動員状況を取りまとめ、防災安全課人事課・統括班又は動員班※に報告する。	

※2-2 1号警戒配備のときは「防災安全課」、2号警戒配備のときは「人事課」、警戒本部 1号配備のときは「統括班」、警戒本部 2号配備以降は「動員班」

■風水害時配備基準表

動員 区分	1号 警戒配備	2号 警戒配備	警戒本部 (0号配 備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員
目的	小規模災 害に対 応する	複数の小規 模災害に 対応する	早期避難に 対応する	早期避難及び 小規模災害に 対応する	避難及び複数 の小規模災害 に対応する	中規模災害 に対応する	複数の中 規模災害 に対応す る	大規模災 害に対 応する
指揮者	危機管理監		副市長			市長		
体制	警戒体制		災害警戒本部体制			災害対策本部体制		
配備 基準	☐ 市に気 象警報が 発表され たとき ☐ 河川水 位が氾濫 注意水位 を超えた とき	☐ 河川水位 が避難判断 水位を超え たとき	☐ 台風の接 近等により 避難情報の 発令が必要 な状況にな ることが予 想され、日没 あるいは風 雨が強まる 前に、予め 「高齢者等 避難」を発令 するとき	☐ 予め「高齢 者等避難」を 発令してい る、または発 令しようとし ている状況 で、1号警戒配 備の配備基準 に該当する 事象が発生 したとき ☐ 1号警戒配 備中に、予め 「高齢者等避 難」を発令す ることが必要 になったとき	☐ 「高齢者等 避難」を発令 するとき ☐ 北和又は中 和の市町村 (※)に土砂 災害警戒情報 が発表された とき	☐ 市に土砂 災害警戒情 報が発表さ れたとき ☐ 市に特別 警報が発表 されたとき ☐ 市に記録 的短時間大 雨情報が発 表されたとき ☐ 市内で中 規模の災害 が発生した とき	☐ 市内で 中規模の 災害が複 数発生し たとき	☐ 市内で 大規模災 害が発生 したとき
	☐ その他危機管理監が配 備の必要を認めたとき		☐ その他副市長が配備の必要を認めたとき			☐ その他市長が配備の必要を認めたとき		

※：香芝市～広陵町～田原本町～天理市以北の奈良県（山添村は含まない。）

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害警戒本部設置基準に該当する情報を覚知し、副市長が災害警戒本部の設置を命じたとき					
1	本部事務局長は、災害警戒本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	資料集 3-1-2
		1-2 ☐	統括班長	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害警戒本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害警戒本部を運営する	2-1 ☐	統括班長 動員班長 ※	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	情報班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	災害警戒本部長	災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
		2-6 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応し、被害情報を情報班に伝達する他、自治会長等に対し避難情報の伝達、その他必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
		2-7 ☐	本部事務局長	被害状況や各部等の活動状況等を把握し、必要により体制の拡大あるいは縮小等を本部長に具申する	
業務実施時期：洪水や土砂災害の危険が解消したと警戒本部長が認めたとき、または災害対策本部への移行が必要となったとき					
3	本部事務局長は、災害警戒本部を閉鎖する	3-1 ☐	災害警戒本部長	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは災害警戒本部の閉鎖・閉鎖後の体制等を決定する	
		3-2 ☐	災害警戒本部長	災害対策本部の設置が必要となったときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 ☐	統括班長	災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

※2-1 警戒本部 0 号配備から 1 号配備のときは「統括班長」、警戒本部 2 号配備以降は「動員班長」

■風水害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

風水害時の災害警戒本部設置基準
・北和又は中和の市町村（※）に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・高齢者等避難を発令するとき ・その他副市長が必要と認めたとき ※：香芝市～広陵町～田原本町～天理市以北の奈良県（山添村を除く）
風水害時の災害警戒本部閉鎖基準
・災害対策本部が設置されたとき ・洪水や土砂災害の危険が解消したと警戒本部長が認めたとき ・その他災害警戒本部長が認めたとき

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害対策本部設置基準に該当する情報を覚知し、市長が災害対策本部の設置を命じたとき					
1	本部事務局長は、災害対策本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	資料集 3-1-2
		1-2 ☐	資源管理班長	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害対策本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害対策本部を運営する	2-1 ☐	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	情報収集整理班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	災害対策本部長	災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
		2-6 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応し、被害情報を情報班に伝達する他、自治会長等に対する避難情報の伝達、その他必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
		2-7 ☐	本部事務局長	被害状況や各部等の活動状況等を把握し、動員の拡大あるいは縮小等を本部長・副本部長に具申する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	本部事務局長は、災害対策本部を閉鎖する	3-1 ☐	災害対策本部長	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 ☐	統括班長	災害対策本部の閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■風水害時の災害対策本部設置基準・閉鎖基準

風水害時の災害対策本部設置基準
・市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・市に特別警報が発表されたとき ・市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・市内で中規模の災害が発生したとき ・市内で大規模な災害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき
風水害時の災害対策本部閉鎖基準
・災害応急対策が概ね完了し、洪水等の被害の危険が解消されたとき（※） ・警戒本部に降格するとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

※：応急対策完了までの間、災害対策本部体制のまま、状況に応じて動員を適宜の人数に縮小する

5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：避難情報の発令を行ったとき、市民の自主避難があるときなど					
1	本部事務局長は、緊急避難場所を開放する	1-1 ☐	避難所 学校班長 社会教育班長	統括班長と調整して開放する指定緊急避難場所及び開放時期を決定し、担当職員等2名を配置する。	
		1-2 ☐	避難所担当職員・施設管理者	あらかじめ決められた、または指示された緊急避難場所に参加または配置され、避難者の受け入れや連絡の確保等に必要な書類・機材等を準備する	
		1-3 ☐	避難所担当職員・施設管理者	緊急避難場所の準備状況を担当避難所班に報告し、緊急避難所を開放する	
		1-4 ☐	避難所担当職員・施設管理者	避難者の受け入れ、その他必要な処置を行う	
業務実施時期：緊急避難場所を開放したとき					
2	教育部長は、緊急避難場所を運営する	2-1 ☐	避難所担当職員・施設管理者	収容した避難者の詳細を把握し、逐次担当避難所班に報告する。	マニュアル編 P61 避難生活支援
		2-2 ☐	担当職員・施設管理者	避難者に負傷者や体調の悪化がないか注意し、必要により担当班長を通じて診療施設への搬送等を調整する。	
		2-3 ☐	避難所・学校班長 社会教育班長	状況により、避難所担当職員に避難者からの被害情報（人命・道路・家屋被害等）の収集を要請する	
		2-4 ☐	避難所・学校班長 社会教育班長	各緊急避難場所の避難者の収容状況等を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-5 ☐	臨時避難所班長	指定緊急避難場所以外に避難者があった場合、自治会・自主防災会と連携してその状況を把握する	
業務実施時期：避難者が帰宅・退去完了したとき					
3	教育部長は、緊急避難場所を閉鎖する	3-1 ☐	避難所・学校班長 社会教育班長	避難情報の解除状況や避難者の動向等を勘案して、緊急避難場所の閉鎖を判断する	マニュアル編 P69 避難生活支援
		3-2 ☐	避難所・学校班長 社会教育班長	避難所担当職員に後片付けや施設の原状回復を指示する	
		3-3 ☐	避難所・学校班長 社会教育班長	緊急避難場所の閉鎖完了について、統括班に報告する	

■ 緊急避難場所の開放・閉鎖基準

開放基準
避難情報を発令したとき 住民等から自主避難の要望があったとき 職員または管理者が勤務している指定緊急避難場所に、住民等が直接避難してきたとき その他副市長が必要と認めたとき
閉鎖基準
軽微な被害しか発生せず、避難者がいないまま避難情報を解除したとき 避難情報を解除し、収容していた避難者が帰宅・退去を完了したとき 避難情報を一部継続しているが、対象住民が指定緊急避難場所以外に避難しているとき その他災害対策本部長が必要と認めたとき

第2節 地震災害配備体制

1 職員の配備・動員

(1) 勤務時間内

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度４の揺れが観測されたとき					
1	防災安全課長は、情報を収集する	1-1 □	防災安全課長	市内の被害状況等の情報を収集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		1-2 □	危機管理監	被害等が確認された場合は、配備体制を判断するとともに、市長又は副市長に具申する	
業務実施時期：市域で震度５弱以上の揺れが観測されたとき					
2	危機管理監は、配備体制を決定する	2-1 □	危機管理監	地震災害時配備基準表にしたがい、配備体制を判断するとともに、動員の発令を副市長又は市長に具申する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		2-2 □	防災安全課長	決定された配備体制を各部長に伝達する	
		2-3 □	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、人事課（動員班）に依頼して、職員を動員する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
3	市長公室長は、職員を動員する	3-1 □	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		3-2 □	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

(2) 勤務時間外

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度 4 の揺れが観測されたとき					
1	防災安全課長は、情報を収集する	1-1 ☐	防災安全課長	直ちに市役所へ参集し、市内の被害状況等の情報を収集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		1-2 ☐	危機管理監	被害等が確認された場合は、配備体制を判断するとともに、副市長又は市長に具申する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	防災安全課長は、職員を動員する	2-1 ☐	防災安全課長	職員参集メールシステム、電話等により職員の動員を伝達する	
		2-2 ☐	防災安全課長(動員班長)	動員状況を取りまとめる (警戒本部以上の配備体制のときは動員班長が取りまとめる)	様式集 1-1
業務実施時期：市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき					
3	職員は、自動的に参集する	3-1 ☐	あらかじめ指定された職員	地震災害時配備基準表を確認し、参集基準に該当するときは直ちに指定された勤務地へ参集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		3-2 ☐	あらかじめ指定された職員	部単位で動員状況を取りまとめ、動員班長へ報告する	様式集 1-7

■地震災害時配備基準表

動員区分	1 号警戒配備	警戒本部 1 号配備	警戒本部 2 号配備	1 号動員	2 号動員	3 号動員
目的	小規模災害に対応する	早期避難及び複数の少尉規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
指揮者	危機管理監	副市長	副市長	市長		
体制	警戒配備	災害警戒本部体制		災害対策本部体制		
配備基準	□南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	□南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	□市に震度 5 弱の揺れがあったとき □その他副市長が配備の必要を認めたとき	□市に震度 5 強の揺れがあったとき □市内で中規模の災害が発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で中規模の災害が複数発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で大規模災害が発生したとき □市に震度 6 弱以上の揺れがあったとき □その他市長が配備の必要を認めたとき

2 緊急初動体制

業務		実施内容			参照
業務実施時期：勤務時間外に市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき					
1	各部長は、緊急初動体制を確立する	1-1 ☐	参集した職員	指定された勤務地の安全を確認するとともに、機能を確保する	関連計画集 避難所運営 43-44
		1-2 ☐	参集した職員	参集途上の被災概況をとりまとめる	様式集 1-2
		1-3 ☐	参集した職員	一定数職員が集まったとき、最上席の者が緊急初動部長となり緊急初動体制を確立し、役割分担する	次頁 資料集 3-1-3
業務実施時期：緊急初動体制を確立したとき					
2	緊急初動部長は、情報を収集する	2-1 ☐	情報担当	市域の災害情報を収集し、整理する	
		2-2 ☐	情報担当	職員の参集状況、安否を整理、把握する	
3	緊急初動部長は、災害対策本部に必要な資機材を確保する	3-1 ☐	総務担当	市庁舎の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況を把握する	
		3-2 ☐	総務担当	通信機器の機能確認を行い、消防本部、県（防災統括室）等の関係機関に対する連絡を確保するとともに状況を報告する。	
4	緊急初動部長は、市民の避難に対応できるよう準備する	4-1 ☐	避難所担当	地区連絡所、避難所の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況を把握し、市民の自主避難に対応できるよう準備する	関連計画集 避難所運営 7、43、44
5	緊急初動部長は、道路状況を把握する	5-1 ☐	土木担当	市域の道路支障状況を早急に調査する	
		5-2 ☐	土木担当	二次災害等を防止するため、必要に応じて、危険箇所等を閉鎖するなどの措置を行う	
		5-3 ☐	土木担当	支障のある被害箇所のうち、応急復旧が可能なものは対応する	
6	緊急初動部長は、水道施設の状況を把握する	6-1 ☐	水道担当	市域の水道施設の機能支障状況を早急に調査する	

■ 緊急初動体制配備基準・解除基準

緊急初動体制配備基準
・市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置） ・その他消防長が必要と認めたとき
緊急初動体制解除基準
・災害対策(警戒)本部体制が確立されたとき

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度５弱の揺れが観測されたとき					
1	本部事務局長は、災害警戒本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	資料集 3-1-2
		1-2 ☐	統括班長	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害警戒本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害警戒本部を運営する	2-1 ☐	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	情報収集整理班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	災害警戒本部長	災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	広報班長	記者会見を実施し報道機関等を通じて市の対応状況を周知する	
		2-6 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応し、被害情報を情報班に伝達する他、自治会長等に対する避難情報の伝達、その他必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
		2-7 ☐	本部事務局長	被害状況や各部等の活動状況等を把握し、必要により体制の拡大あるいは縮小等を本部長に具申する	
業務実施時期：危険がなくなったと副市長が認めたとき、または災害対策本部への移行が必要となったとき					
3	本部事務局長は、災害警戒本部を閉鎖する	3-1 ☐	災害警戒本部長	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは災害警戒本部の閉鎖・閉鎖後の体制等を決定する	
		3-2 ☐	災害警戒本部長	災害対策本部の設置が必要となったときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 ☐	統括班長	災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■地震災害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

地震災害時の災害警戒本部設置基準
・市域に震度５弱の揺れがあったとき（自動設置） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・その他副市長が必要と認めたとき
地震災害時の災害警戒本部閉鎖基準
・災害対策本部が設置されたとき ・災害応急対策が概ね完了し、危険がなくなつたと副市長が認めたとき ・その他災害警戒本部長が認めたとき

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき					
1	本部事務局長は、災害対策本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	資料集 3-1-2
		1-2 ☐	資源管理班長	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害対策本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害対策本部を運営する	2-1 ☐	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	情報収集整理班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	災害対策本部長	災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
		2-6 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応し、被害情報を情報班に伝達する他、自治会長等に対する避難情報の伝達、その他必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
		2-7 ☐	本部事務局長	被害状況や各部等の活動状況等を把握し、動員の拡大あるいは縮小等を本部長・副本部長に具申する。	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	本部事務局長は、災害対策本部を閉鎖する	3-1 ☐	災害対策本部長	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 ☐	統括班長	災害対策本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■地震災害時の災害対策本部設置基準・閉鎖基準

地震災害時の災害対策本部設置基準	
・市域に震度５強以上の揺れがあったとき（自動設置） ・その他市長が必要と認めたとき	
地震災害時の災害対策本部閉鎖基準	
・災害応急対策が概ね完了し、災害発生の恐れがなくなったと本部長が認めたとき（※） ・警戒本部に移行するとき ・その他災害対策本部長が認めたとき	
※：応急対策完了までの間、災害対策本部体制のまま、状況に応じて動員を適宜の人数に縮小する。	

5 地区連絡所の設置 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき					
1	本部事務局長は、地区連絡所を設置（緊急避難場所を開放）する	1-1 ☐	避難所自動 参集職員 ・施設管理者	あらかじめ決められた緊急避難場所 所に参集し、緊急避難場所を開放 する（各中学校は地区連絡所とな り校区内の緊急避難場所の情報を 集約する）	本編 P29 防災拠点
		1-2 ☐	避難所自動 参集職員 ・施設管理者	避難者の受け入れや連絡の確保等 に必要な書類・資機材等を準備す る	
		1-3 ☐	避難所自動 参集職員 ・施設管理者	地区連絡所となる緊急避難場所は 校区内の緊急避難場所の開放状況 を担当避難所班に報告する	
		1-4 ☐	避難所自動 参集職員 ・施設管理者	避難所担当職員が派遣されるま で、避難者の受け入れ、その他必 要な処置を行う	
業務実施時期：地区連絡所を設置（緊急避難場所を開放）したとき					
2	教育部長は、地区 連絡所（緊急避難 場所）を運営する	2-1 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	緊急避難場所に担当職員を派遣 し、避難所自動参集職員から事務 を引き継ぐ	マニュアル編 P61 避難生活支援
		2-2 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に避難者の受 け入れ等と共に校区内の緊急避難 場所間の通信の確保、開放状況の 確認や避難誘導、広報活動等の実 施を要請する	
		2-3 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に校区内の被 害情報（人命・道路・倒壊家屋 等）の自治会・自主防災会等から の収集を要請する	
		2-4 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	地区連絡所からの校区内の被害情 報等を取りまとめ、情報収集整理 班に報告する	
		2-5 ☐	臨時避難 所班長	指定緊急避難場所以外に避難者が あった場合、自治会・自主防災会 等と連携してその状況を把握する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	教育部長は、地区 連絡所を閉鎖する	3-1 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	校区内のライフラインの復旧状況 や避難所の稼働状況等を勘案して 地区連絡所の閉鎖を判断する	マニュアル編 P61 避難生活支援
		3-2 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に後片付けや 施設の原状回復を指示する	
		3-3 ☐	避難所・ 学校班長 社会教育班長	地区連絡所の閉鎖について、情報 収集整理班に報告する	

■ 地区連絡所設置基準・閉鎖基準、緊急避難場所の開放・閉鎖基準

設置基準
・ 市域に震度 5 強以上の揺れがあったとき（自動開放） ・ その他市長が必要と認めたとき
閉鎖基準
・ 災害応急対策が概ね完了し、避難者が退去または他の避難所等に移動を完了したとき ・ 災害の発生のおそれが解消したとき ・ その他災害対策本部長が認めたとき

第3節 原子力災害配備体制

1 職員の配備・動員

業務		実施内容			参照
業務実施時期：原子力災害等を覚知し、組織的な対応を必要と判断したとき					
1	危機管理監は、配備体制を決定する	1-1 □	防災安全課長	県や協定締結市と連絡調整し、特定事象の発生等について確認する	資料集 3-1-2
		1-2 □	危機管理監	原子力災害発生状況等を副市長に報告し、配備体制の発令について具申する	
		1-3 □	防災安全課長	副市長の判断を受け、決定された配備体制を各部長に伝達する	
		1-4 □	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、人事課に依頼して、職員を動員する	
業務実施時期：副市長が配備体制を決定したとき					
2	市長公室長は、職員を動員する	2-1 □	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		2-2 □	人事課長	勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	
		2-3 □	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

■原子力災害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

原子力災害時の災害警戒本部設置基準
・福井県敦賀市において「施設敷地緊急事態」が発生したとき ・県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生 of 通報を受けた旨通知があったとき ・その他副市長が必要と認めたとき。
原子力災害時の災害警戒本部閉鎖基準
・災害対策本部が設置されたとき ・災害応急対策が概ね完了したとき ・その他原子力災害警戒本部長が認めたとき

2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：原子力災害警戒本部の設置について、副市長が必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、原子力災害警戒本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	原子力災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	資料集 3-1-2
		1-2 ☐	統括班長	原子力災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	原子力災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：原子力災害警戒本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、原子力災害警戒本部を運営する	2-1 ☐	統括班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	統括班長	県及び敦賀市が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	警戒本部長	原子力災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に原子力災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応する他、必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	本部事務局長は、原子力災害警戒本部を閉鎖する	3-1 ☐	警戒本部長	原子力災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは本部の閉鎖を決定する	
		3-2 ☐	警戒本部長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 ☐	統括班長	原子力災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：協定先の避難者の受入れを決定したとき					
1	本部事務局長は、 拠点避難所を開設する	1-1 ☐	統括班長	拠点避難所（総合公園体育館）に職員を派遣し、施設管理者、県、協定先の市等と連絡調整する	資料集 2-1-2
		1-2 ☐	統括班長	拠点避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、拠点避難所を開設する	
		1-3 ☐	統括班長	広域避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	
		1-4 ☐	統括班長	避難所施設所管課長と調整し、広域避難者数に応じて、指定避難所の中から開設する施設を決定する。	
業務実施時期：開設する避難所が指定されたとき					
2	生涯学習部長は、 避難所を開設する	2-1 ☐	避難所班長	施設管理者と連絡調整し、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	資料集 2-1-2
		2-2 ☐	避難所班長	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する	
		2-3 ☐	避難所班長	人事課長と調整して、開設した避難所に職員を2名ずつ派遣する	
		2-4 ☐	避難所班長	広域避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 7-2
業務実施時期：拠点避難所を開設したとき					
3	本部事務局長は、 拠点避難所等を運営する	3-1 ☐	統括班長	広域避難者の振替先の避難所を決定し、広域避難者へ伝達する	
		3-2 ☐	統括班長	必要に応じて、県、協定先の市等と連絡調整して、広域避難者の避難所への輸送に協力する	
		3-3 ☐	統括班長	協定先の市等と連絡調整し、その他支援ニーズを確認する	
		3-4 ☐	統括班長	必要に応じて、協定先の市等の支援を実施する	
業務実施時期：協定先の避難者対策が概ね完了したとき					
4	本部事務局長は、 拠点避難所を閉鎖する	4-1 ☐	統括班長	全広域避難者の受入れ先が確保されたことを確認する	
		4-2 ☐	統括班長	使用した施設（総合公園体育館）の後片付けを行い、原状を回復する	
		4-3 ☐	統括班長	拠点避難所の運営に関する記録等を取りまとめる	
業務実施時期：協定先の避難者対策が概ね完了したとき					
5	生涯学習部長は、 避難所を閉鎖する	5-1 ☐	避難所班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を統括班に依頼する	

		5-2 ☐	避難所班 長	避難者の運営スタッフと協力し、後 片付けを行い、施設の原状を回復す る	
		5-3 ☐	避難所班 長	避難所運営に関する記録等を取りま とめ、情報収集整理班に報告する	

第4節 その他の災害配備体制

1 職員の配備・動員

業務		実施内容			参照
業務実施時期：事故災害の通報を受けたとき					
1	消防長は、当面の事故の応急措置を実施する	1-1 ☐	消防署長	通報等に基づき、当面の事故の応急措置を行う	
		1-2 ☐	消防署長	現場職員等の情報から組織的な対応を必要と判断したとき、防災安全課に状況を報告する	
業務実施時期：事故災害等を覚知し、組織的な対応を必要と判断したとき					
2	危機管理監は、配備体制を決定する	2-1 ☐	危機管理監	事故の状況等を副市長に報告し、配備体制の発令について具申する	資料集 3-1-2
		2-2 ☐	防災安全課長	副市長の判断を受け、決定された配備体制を各部長に伝達する	
		2-3 ☐	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、職員参集メールシステム等で、職員を動員する	
業務実施時期：副市長が配備体制を決定したとき					
3	市長公室長は、職員を動員する	3-1 ☐	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		3-2 ☐	人事課長	勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	
		3-3 ☐	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：事故災害対策本部の設置について、副市長が必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、事故災害対策本部を設置する	1-1 ☐	統括班長	事故災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 ☐	統括班長	事故災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 ☐	統括班長	事故災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：事故災害対策本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、事故災害対策本部を運営する	2-1 ☐	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 ☐	情報班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 ☐	事故災害対策本部長	事故災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 ☐	統括班長	県、防災関係機関、市議会に事故応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 ☐	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
		2-6 ☐	総務班長	部内外からの問い合わせ等に対応し、被害情報を情報班に伝達する他、自治会長等に対する避難情報の伝達、その他必要により事務局各班で対応できない事項を行う	
		2-7 ☐	本部事務局長	被害状況や各部等の活動状況等を把握し、必要により体制の拡大あるいは縮小等を本部長に具申する。	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	本部事務局長は、事故災害対策本部を閉鎖する	3-1 ☐	事故災害対策本部長	事故災害対策本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは事故災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 ☐	事故災害対策本部長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 ☐	統括班長	事故災害対策本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■ 事故災害対策本部設置基準・閉鎖基準

事故災害対策本部設置基準
・ 生駒市域に大規模火災、危険物等の事故、重大事故等が発生し、副市長が必要と認めたとき
事故災害対策本部閉鎖基準
・ 災害対策本部が設置されたとき ・ 災害応急対策が概ね完了したとき ・ その他事故災害対策本部長が認めたとき

第 2 章 災害対応のコーディネート

第1節 情報収集・整理・伝達

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	本部事務局長は、災害対策本部の通信手段を確保する	1-1 ☐	統括班長	移動系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	資料集 4-1-1
		1-2 ☐	資源管理班長	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	関連計画集 V
		1-3 ☐	資源管理班長	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	
		1-4 ☐	統括班長	通常ルートの通信が困難な場合は、非常通信協議会構成機関に協力を要請する	資料集 4-1-2
業務実施時期：災害発生直後					
2	本部事務局長は、市民の通信手段を確保する	2-1 ☐	資源管理班長	通信各社の災害用伝言サービス利用可否を把握する	
		2-2 ☐	広報班長	報道機関等を通じて、災害用伝言サービスを利用することを周知する	
業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）					
3	本部事務局長は、情報を収集、整理する	3-1 ☐	情報収集整理班長	各班から人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する	資料集 4-2-1
		3-2 ☐	総務班長	特別相談窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、市民からの情報を収集する	様式集 1-3
		3-3 ☐	情報収集整理班長	各班の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する。	
		3-4 ☐	情報収集整理班長	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	資料集 4-2-5 様式集 3-1 様式集 3-2
業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					
4	本部事務局長は、県防災統括室、消防庁に情報を伝達、報告する	4-1 ☐	統括班長	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	資料集 4-2-5 様式集 3-1 様式集 3-2
		4-2 ☐	統括班長	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	
業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					

5	各部長は、所管の施設等の被害状況について、調査し報告する	5-1 □	各班長	所管する施設の被害状況を調査し、情報収集整理班に報告する	
		5-2 □	各班長	所管する施設の被害状況をとりまとめ、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する	資料集 4-2-4
業務実施時期：情報発信、広報すべき情報が整理されたとき					
6	本部事務局長は、市民へ情報発信、広報を行う	6-1 □	広報班長	避難等に必要な緊急情報について、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、自治会・自主防災会組織を通じた連絡等により市民に伝達する	資料集 4-3-1 資料集 4-3-2 関連計画集VI
		6-2 □	広報班長	定期的に記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	
		6-3 □	広報班長	被災後の生活に必要な被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等を取りまとめ、広報資料を作成する	
		6-4 □	広報班長	広報紙の配布、インターネットホームページ、SNS等の利用により、市民に情報を提供する	
		6-5 □	総務班長	避難等に必要な緊急情報の連絡等を自治会・自主防災会に対し実施し広報班を支援する	

■ 県への報告方法

1 火災・災害等即報要領に係る報告

統括班長は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県防災統括室に報告する。

(1) 災害概況即報

即報基準に該当する災害（資料集 4-2-5 参照）が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第 1 報を「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により、県防災行政無線等で報告する。

また、直接報告基準に該当する災害（資料集 4-2-5 参照）が発生したときは、直接消防庁及び県防災統括室に対して、第 4 号様式（その 1）（様式集 3-1 参照）により報告し、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により報告する。

(2) 被害状況即報

即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により、県防災行政無線等で報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に第 4 号様式（その 2）（様式集 3-1 参照）で報告する。

(4) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年 3 月 10 日までに災害年報（第 3 号様式）（様式集 3-2 参照）により報告する。

2 市事業担当課から県事業担当課への報告（資料集 4-2-4 参照）

各班は、災害が発生した時は担当する調査事項（資料集 4-2-4 参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県担当事業課に報告する。

第2節 緊急輸送体制の整備

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	土木部長は、緊急輸送道路を確保する	1-1 ☐	土木班長	県の緊急輸送道路指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	
		1-2 ☐	土木班長	県の緊急輸送道路と開設避難所及び物資輸送拠点を結ぶ所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	
		1-3 ☐	土木班長	緊急輸送道路確保路線を定め、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う	
		1-4 ☐	土木班長	緊急輸送道路について、一般車両の通行を規制するよう統括班を通じて、県公安委員会に依頼する	
		1-5 ☐	土木班長	緊急輸送道路の指定状況や交通規制状況について、広報班に広報を依頼する	
業務実施時期：災害発生直後					
2	本部事務局長は、緊急輸送手段を確保する	2-1 ☐	資源管理班長	市有車両の被害状況を確認し、各班の車両不足数等を把握する	
		2-2 ☐	資源管理班長	不足する車両について、協定締結団体、企業等へ協力を要請し、調達する	資料集 3-3-1
		2-3 ☐	資源管理班長	必要に応じて、県又は他市町村等に車両の斡旋を要請する	
		2-4 ☐	資源管理班長	各班の必要車両を調整し、調達車両を配分する	
		2-5 ☐	資源管理班長	燃料調達先を調査、確保し、各班に周知する	
業務実施時期：県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったとき					
3	土木部長は、交通規制に対応する	3-1 ☐	土木班長	生駒警察署、道路管理者等と道路状況について情報交換する	
		3-2 ☐	土木班長	通行規制区間を確認し、迂回路等について調整する	
		3-3 ☐	土木班長	迂回路や規制条件等を表示した標識を設置する	様式集 4-1
業務実施時期：県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったとき					

4	本部事務局長は、 緊急通行車両を確保する	4-1 □	資源管理 班長	事前登録された緊急通行車両及び 規制除外車両に確認証明書・標章 を配布する	様式集 4-2
		4-2 □	資源管理 班長	緊急通行車両及び除外車両として 追加登録が必要な車両の申請を行 う	様式集 4-2
		4-3 □	資源管理 班長	追加登録された緊急通行車両及び 規制除外車両に確認証明書・標章 を配布する	様式集 4-2
業務実施時期：緊急輸送道路を確保したとき					
5	救援衛生部長は、 物資輸送拠点を設 置する	5-1 □	被災者救 援班長	避難所開設状況を把握し、物資輸 送需要を勘案して、物資輸送拠点 の設置について検討する	
		5-2 □	被災者救 援班長	必要に応じて、総合公園体育館に 物資輸送拠点を設置する	資料集 5-1-1
		5-3 □	被災者救 援班長	総合公園体育館が使用できないと き、またアクセス路線が確保でき ないときは、適正条件等を勘案 し、統括班長と協議の上、他の施 設に物資輸送拠点を設置する	
業務実施時期：空輸が有効と考えられるとき					
6	本部事務局長は、 臨時ヘリポートの 開設を決定する	6-1 □	統括班長	臨時ヘリポート候補地の施設管理 者と連絡調整し、臨時ヘリポート 開設の可否を確認する	資料集 5-1-3 資料集 6-1-3 資料集 6-1-4
		6-2 □	統括班長	臨時ヘリポート開設の可否や施設 周辺の被害状況、輸送ルートを勘 案して、臨時ヘリポートの開設場 所を決定する	
業務実施時期：臨時ヘリポートの開設場所が決定されたとき					
7	消防部長は、臨時 ヘリポートを開設 する	7-1 □	災害活動 班長	臨時ヘリポートを開設する	
		7-2 □	災害活動 班長	臨時ヘリポートの開設準備が整っ たことを情報収集整理班に報告す る	

第3節 受援体制の整備

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により応援要請等を必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、 応援の要請・要求 を行う	1-1 ☐	動員班長	各班へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	
		1-2 ☐	動員班長	庁内での弾力的な職員配置について検討し、各班に検討結果を伝達する	
		1-3 ☐	動員班長	必要に応じて、外部機関への応援要請先、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	資料集 3-3-1
		1-4 ☐	動員班長	統括班に応援要請先への応援要請依頼又は応援要請の要求を依頼する	
		1-5 ☐	統括班長	応援要請依頼書を作成し、応援要請依頼又は応援要請の要求を行う	資料集 3-3-3 様式集 5-1
業務実施時期：応援部隊の派遣が決まったとき、又は、自衛隊等から自主派遣することの連絡を受けたとき					
2	本部事務局長は、 受援体制を確保する	2-1 ☐	動員班長	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する	
		2-2 ☐	資源管理 班長	派遣部隊の活動拠点、連絡事務所（宿舎等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	資料集 5-1-1
		2-3 ☐	各班長	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する	
		2-4 ☐	各班長	派遣部隊の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	
		2-5 ☐	各班長	必要に応じて、派遣部隊の作業計画を修正する	
		2-6 ☐	動員班長	必要に応じて、他の応援を検討する	

業務実施時期：応援要請の目的を達したとき、又は応援の必要がなくなったと判断される とき					
3	本部事務局長は、 撤収の要請を行う	3-1 ☐	動員班長	各班へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	
		3-2 ☐	動員班長	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	
		3-3 ☐	動員班長	撤収方針にしたがい、統括班に応援部隊の撤収を依頼する	
		3-4 ☐	統括班長	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	資料集 3-3-2 様式集 5-2
		3-5 ☐	動員班長	各種応援の実施記録をとりまとめ、財務班に経費の清算について依頼する	
		3-6 ☐	財務班長	各種応援の実施記録に基づき、市が負担する経費について清算する	

第4節 支援体制の整備

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市外の地域に大規模災害が発生したとき					
1	総務部長は、被災地の支援ニーズを把握する	1-1 ☐	防災安全課長	県等と連絡調整するとともに、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用して、被災地域の被害状況を把握する	資料集 3-3-1
		1-2 ☐	防災安全課長	相互応援協定を締結している自治体が被災したときは、必要に応じて、先遣職員を被災地に派遣する	
		1-3 ☐	防災安全課長	先遣職員より、被災地の人的、物的支援ニーズを把握する	
		1-4 ☐	防災安全課長	被災地の支援ニーズより、支援対策実施の可否を検討し、市長に報告する	
業務実施時期：市長が災害支援対策本部の設置を判断したとき					
2	本部事務局長は、災害支援対策本部を設置する	2-1 ☐	統括班長	災害支援対策本部を設営する（災害支援対策本部の体制は、災害対策本部体制に準ずる）	
		2-2 ☐	動員班長	災害対策支援本部の設置を職員に周知する	
		2-3 ☐	統括班長	本部会議を開催し、支援方針等を決定する	
		2-4 ☐	動員班長	支援方針にしたがい、職員配置計画を作成するなど災害支援活動体制を確立する	
業務実施時期：災害支援対策本部を設置したとき					
3	各部長は、災害支援を実施する	3-1 ☐	各班長	職員配置計画にしたがい、職員の派遣、物資の送達、避難者の受入れ等を実施する	
		3-2 ☐	各班長	災害支援実施記録をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：災害支援を実施したとき					
4	本部事務局長は、災害支援対策本部を運営する	4-1 ☐	情報収集整理班長	災害支援実施状況を取りまとめ被災地のニーズの変化を把握する	
		4-2 ☐	動員班長	ニーズの変化に応じて、適宜、災害支援活動体制を見直す	

第5節 災害救助法の適用

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により災害救助法の適用を必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、災害救助法の適用を申請する	1-1 ☐	統括班長	情報収集整理班のとりまとめた情報より、家屋の被害状況等を把握する	
		1-2 ☐	統括班長	災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する	
		1-3 ☐	統括班長	口頭又は電話により、県に災害救助法の適用を申請する（下記、「災害救助法適用申請時の報告内容」参考）	
業務実施時期：災害救助法が適用されたとき又は適用されることが確実なとき					
2	本部事務局長は、災害救助法に基づく救助を実施する	2-1 ☐	統括班長	災害救助法の適用について各班に周知する	様式 6-1
		2-2 ☐	統括班長	各班の救助実施状況を把握し、救助の期間の延長が必要なときは、県にその旨を要請する	
業務実施時期：災害救助法に基づく救助を実施したとき					
3	本部事務局長は、救助実施状況を報告する	3-1 ☐	統括班長	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	様式 6-1 様式 6-2
		3-2 ☐	統括班長	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する	

災害救助法の適用基準
・市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達したとき ・県下の住家滅失世帯数が、1,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき ・県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であること、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ市域内の住家滅失世帯が多数であるとき ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき
災害救助法適用申請時の報告内容
・災害発生の日時及び場所 ・災害の原因及び被害の状況、災害の規模、二次災害のおそれ ・適用を要請する理由 ・適用を必要とする期間 ・既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置 ・その他必要な事項
災害救助法適用要請の特例
災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受けなければならない
救助の種類
(1) 避難所の設置

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 埋葬 (5) 遺体の搜索及び処置 (6) 応急仮設住宅の給与 (7) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (8) 医療及び助産 (9) 災害にかかった住宅の応急修理 (10) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (11) 学用品の給与 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
災害救助法の適用基準に達しないとき
市域で、災害救助法の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。 (1) 小災害に対する救助内規の適用基準 市内で住家の滅失（全壊、全焼、流失、埋没）世帯※が 33 世帯以上に達した時。 ※住家滅失世帯数の算定は、災害救助法の適用基準に準じる。 (2) 適用手続 被害が適用基準に該当した場合、市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、内規の適用を申請する。 (3) 救助の程度 奈良県災害救助法施行細則第 2 条別表第 1 の 3 に準拠した被服、寝具等の給与を実施する。 (4) 救助実施状況の報告等 市は、物資を受領した時、県に受領書を提出するとともに、救助の実施を完了した時は、救助実施報告書及び救助物資配分表を提出する。

第3章 生命を守るための対策

第1節 避難行動

1 避難情報の発令

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後又は災害の発生が予想されるとき					
1	本部事務局長は、避難情報を伝達する	1-1 ☐	統括班長	避難情報の発令の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	資料集 1-2-3
		1-2 ☐	統括班長	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所の開放状況や被害状況等を確認する	資料集 2-1-2
		1-3 ☐	統括班長	情報を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	次頁
		1-4 ☐	広報班長 総務班長	本部長の判断を受け、対象地域に対し、福祉班や、災害活動班の協力を得て、避難情報を伝達する	資料集 2-2-1 資料集 2-2-2 資料集 2-3-1 資料集 2-3-2 様式集 7-1
		1-5 ☐	広報班長 総務班長	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	
		1-6 ☐	統括班長	避難情報の発令状況について、県や防災関係機関に報告する	
業務実施時期：避難情報を発令したとき					
2	消防部長は、消防団、生駒警察署、自主防災会等と連携して、避難誘導を実施する	2-1 ☐	災害活動班長	避難対象地区に応じて、消防団、生駒警察署、自主防災会等と連絡調整し、避難誘導に協力する	
		2-2 ☐	災害活動班長	必要に応じて、誘導員を派遣するほか、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	
		2-3 ☐	災害活動班長	災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、県への応援要請を統括班に依頼する	

■避難情報の発令判断基準

避難情報の発令は、原則として、下表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

□水害（竜田川、富雄川）

警戒レベル	対象地区	浸水が想定される地域
警戒レベル3	高齢者等避難	・ため池等の漏水等が発見された場合 ・避難判断水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 ・大雨注意報や降水短時間予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
警戒レベル4	避難指示	・氾濫危険水位を超え、水位周知河川（竜田川、富雄川）の氾濫が予想される場合 ・水位周知河川が氾濫した場合 ・ため池等の異常な漏水等が発見された場合 ・氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ・河川の氾濫により家屋が倒壊するおそれがある場合 ・ため池等の異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・河川の氾濫が発生した場合 ・ため池の決壊が発生した場合

□土砂災害

警戒レベル	避難種別	現地状況等による基準	土砂災害警戒判定メッシュ情報等による基準
警戒レベル3	高齢者等避難	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合	・北和又は中和の市町村※に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・累積雨量が100mmを超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・土砂災害警戒メッシュ情報の「警戒」に該当し、更に降雨が継続する見込みである場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
警戒レベル4	避難指示	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、溪流の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合	・土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の「非常に危険」に該当し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の「極めて危険」に該当した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・近隣で土砂災害が発生した場合	

※：香芝市～広陵町～田原本町～天理市以北の奈良県（宇陀市、山添村は含まない。）

2 警戒区域の設定

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき					
1	市長又は消防部長は、警戒区域等を設定する	1-1 ☐	災害活動班長	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する	
		1-2 ☐	災害活動班長	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる	
		1-3 ☐	災害活動班長	警戒区域の設定について、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき					
2	本部事務局長は、警戒区域等の設定を周知する	2-1 ☐	情報収集整理班長	災害活動班、生駒警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する	
		2-2 ☐	情報収集整理班長	警戒区域の設定状況を取りまとめ、広報班に広報を依頼する	
		2-3 ☐	広報班長	警戒区域の設定状況をホームページ、報道機関等を通じて広報する	
		2-4 ☐	総務班長	警戒区域の設定状況を、関係自治会長等に連絡する	
3	本部事務局長は、警戒区域等のパトロールを実施する	3-1 ☐	統括班長	災害活動班と連携して、生駒警察署の協力を得て、防犯等のパトロールを実施する	

■警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなかったと認めるとき。	災害対策基本法第 73 条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にはいない場合	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。（消防警戒区域）	消防法第 28 条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。（火災警戒区域）	消防法第 23 条の 2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。（水防警戒区域）	水防法第 21 条

3 帰宅困難者対策

業務		実施内容			参照
業務実施時期：震災発生直後					
1	本部事務局長は、 帰宅困難者に情報 を提供する	1-1 ☐	情報収集 整理班長	地震に関する情報、地域の被害情 報、災害時帰宅支援ステーショ ンの開設状況等を把握し、統括班と 広報班に伝達する	
		1-2 ☐	統括班長	県や隣接市町等と調整し、帰宅困 難者の発生状況を把握する	
		1-3 ☐	広報班長	交通機関や災害時帰宅支援ステー ションの開設状況等を市登録制メ ール、ホームページ、ツイッタ ー、報道機関等を通じて広報する	
業務実施時期：震災発生直後					
2	本部事務局長は、 一時滞在施設を開 設する	2-1 ☐	統括班長	情報収集整理班の情報に基づき、 一時滞在施設の開設について判断 する	
		2-2 ☐	統括班長	開設判断した施設管理者へ帰宅困 難者の受入れについて協力依頼す る	
		2-3 ☐	統括班長	必要に応じて、その他の市有施設 の被災状況を確認するなど、使用 可能な施設を確保する	
		2-4 ☐	統括班長	必要に応じて、企業等に協力を求 める	
		2-5 ☐	広報班長	開設する一時滞在施設の情報を市 登録制メール、ホームページ、ツ イッター、報道機関等を通じて広 報する	

■一時滞在施設の候補施設

施設名称	住所	電話番号
北コミュニティセンター	上町 1543	0743-71-3331
南コミュニティセンター	小瀬町 18	0743-77-0001
県立生駒高等学校	壱分町 532-1	0743-77-8084
県立奈良北高等学校	上町 4600	0743-78-3081

第2節 消火・救助・救急、水防活動

1 消火・救助・救急活動

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	消防部長は、消火・救急・救助活動体制を確立する	1-1 ☐	消防部各班長	出動計画に基づき、消防隊、救助隊・救急隊を配備するとともに、消防団を招集する	
		1-2 ☐	消防庶務班長 消防情報班長	庁舎、資機材、通信機器等の機能を確保する	資料集 6-1-2
		1-3 ☐	消防統括指揮班長	被害概況を把握し、活動の基本方針を決定する	
		1-4 ☐	消防統括指揮班長	必要に応じて、県、応援協定締結都市等に応援を要請する	資料集 3-3-1 資料集 6-1-5 様式集 8-5
業務実施時期：活動体制が確立されたとき					
2	消防部長は、消火・救助・救急活動を行う	2-1 ☐	災害活動班長	消防団、医療機関、生駒警察署等と密接に連携し、消火・救急・救助活動を行う	
		2-2 ☐	災害活動班長	消火・救助・救急活動について、とりまとめ、情報収集整理班に報告する	

2 水防活動

(1) 土木部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後又は災害の発生が予想されるとき					
1	土木部長は、水防活動体制を確立する	1-1 □	土木班長	災害活動班に消防団の出動を依頼する	資料集 3-1-5
		1-2 □	土木班長	消防団の出動状況について、郡山土木事務所に報告する	
		1-3 □	土木班長	水防活動に必要な資機材等を確保する	資料集 5-2-1
		1-4 □	土木班長	必要に応じて、県、応援協定締結都市等への応援要請を統括班に依頼する	資料集 3-3-1
業務実施時期：活動体制が確立されたとき					
2	土木部長は、水防活動を行う	2-1 □	土木班長	経済班、消防団等と連携して、所管する河川等に対する水防活動を行う	
		2-2 □	土木班長	堤防の決壊等を確認したときは、郡山土木事務所及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する	
		2-3 □	土木班長	実施した水防活動についてとりまとめ、情報収集整理班に報告する	様式集 2-1 様式集 2-2 様式集 2-3

(2) 救援衛生部

業務		実施内容		参照
業務実施時期：災害発生直後又は災害の発生が予想されるとき				
1	救援衛生部長は、 水防活動を行う	1-1 ☐	経済班長	土木班、消防団等と連携して、所管するため池等に対する水防活動を行う 資料集 1-2-7
		1-2 ☐	経済班長	堤体の決壊等を確認したときは、郡山土木事務所等に通報する
		1-3 ☐	経済班長	実施した水防活動についてとりまとめ、情報収集整理班に報告する 様式集 2-1 様式集 2-2 様式集 2-3

■水防活動

- ・気象情報、水防情報等の収集及び連絡
- ・河川、土砂災害危険箇所等の巡回及び被害状況調査
- ・応急工作
- ・資機材の調達
- ・避難対策

■安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時はライフジャケットを着用する
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事故に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第3節 医療・救護活動

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	医療福祉部長は、消防部長と連携して、応急医療体制を確保する	1-1 ☐	医療防疫班長	セラビーいこまに医療救護拠点を設置し、負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況を把握する	
		1-2 ☐	医療防疫班長	市立病院に市立病院災害対策本部の設置を指示する	
		1-3 ☐	医療防疫班長	負傷者等の情報をとりまとめ、医療救護班の必要数を推定する	
		1-4 ☐	医療防疫班長	市医師会や県郡山保健所に医療救護班の派遣を要請する	関連計画集Ⅱ
		1-5 ☐	医療防疫班長	派遣される医療救護班の配置先を連絡調整する	
業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき					
2	医療福祉部長は、医療・救護活動を実施する	2-1 ☐	医療防疫班長	救護所を開設し、標識を掲示する	
		2-2 ☐	医療防疫班長	救護所の開設場所等の広報を広報班に依頼する	
		2-3 ☐	医療防疫班長	派遣される医療救護班を受入れ、医療・救護活動に協力する	
		2-4 ☐	医療防疫班長	救護所における医療・救護活動の記録をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき					
3	医療福祉部長は、医療・救急資機材を確保する	3-1 ☐	医療防疫班長	派遣される医療救護班と調整し、医薬品、医療・救急資機材の必要数を推定する	
		3-2 ☐	医療防疫班長	必要となる医薬品、医療・救急資機材を調達する	
		3-3 ☐	医療防疫班長	必要に応じて、セラビーいこまに医薬品集積センターを開設する	
		3-4 ☐	医療防疫班長	県薬剤師会生駒地区薬剤師会等の協力を得て、医薬品集積センター	

				で医薬品、救急資機材等を管理する	
		3-5 ☐	医療防疫 班長	医薬品、医療・救急資機材が不足する場合は、県への応援要請を統括班に依頼する	
業務実施時期：救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき					
4	消防部長は、後方医療活動を実施する	4-1 ☐	災害活動 班長	奈良県広域災害・救急医療情報システムを利用して、搬送先を調整する	資料集 6-2-2
		4-2 ☐	災害活動 班長	搬送先へ救急車等で患者の搬送を行う	
		4-3 ☐	消防統括 指揮班長	ヘリコプターなどの出動が必要なときは、県への応援要請を行う	資料集 6-1-3 資料集 6-1-4

第4節 二次災害防止活動

1 公共土木施設等の応急措置

(1) 土木部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により点検調査を必要と判断したとき					
1	土木部長は、所管する公共土木施設の緊急点検調査を実施する	1-1 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）の被害概況を把握する	
		1-2 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	
		1-3 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	
		1-4 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）の緊急点検調査実施結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-5 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）の被災状況を災害発生後1週間以内に県の担当事業課へ報告する	
業務実施時期：緊急点検調査等により二次災害防止措置を必要と判断したとき					
2	土木部長は、所管する公共土木施設の二次災害防止措置を行う	2-1 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅等）に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
		2-2 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	
		2-3 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）に関し、必要に応じて、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-4 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅等）に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-5 □	土木班長 建築班長	所管する公共土木施設（道路・橋梁、河川、公営住宅、避難施設等）に関し、実施した対応状況を県の担当事業課へ報告する	

(2) 救援衛生部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により点検調査を必要と判断したとき					
1	救援衛生部長は、 所管する農業用施設 の緊急点検調査 を実施する	1-1 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）の被害概況を把握する	
		1-2 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	
		1-3 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	
		1-4 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）の緊急点検調査実施結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-5 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）の被災状況を災害発生後1週間以内に県の担当事業課へ報告する	
業務実施時期：緊急点検調査等により二次災害防止措置を必要と判断したとき					
2	救援衛生部長は、 所管する農業用施設 の二次災害防止 措置を行う	2-1 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
		2-2 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	
		2-3 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）に関し、必要に応じて、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-4 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-5 □	経済班長	所管する農業用施設（ため池、農業施設等）に関し、実施した対応状況を県の担当事業課へ報告する	

(3) 教育部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、避難施設建物の被害の発生を把握したとき					
1	教育部長は、所管する避難施設の緊急点検調査を依頼する	1-1 □	避難所各班長	所管する避難施設施設の建物の被害の詳細を把握する。	
		1-2 □	避難所各班長	建物の被害（※）があった避難施設について、建築班長に詳細を伝え、緊急点検調査を依頼する。	
		1-3 □	避難所各班長	状況により、当該被害区画から避難者を一時退避させるよう、担当職員等に指示する。	
業務実施時期：緊急点検調査等により、二次災害防止措置が必要と判断されたとき					
2	教育部長は二次災害防止措置を行う	2-1 □	避難所各班長	所管する避難施設で著しい被害を生じるおそれがある場合は、当該区画の立入制限等の措置を講じる	
		2-2 □	避難所各班長	立ち入り制限等の措置を行った避難施設について、これにより避難者が過密または収容困難となる場合、他の避難施設への避難者の移送等の措置を検討する。	
		2-3 □	避難所各班長 動員班長 資源管理班長	他の避難施設への避難者の移送等の措置が必要と判断された場合、動員班・資源管理班と協議して、「移送支援班」を編成する。	
		2-4 □	関係避難所担当職員等	避難者の移送実施が決定した場合、移送及び受け入れの実施について周知し、準備を促す。	
		2-5 □	移送支援班長	教育部長の指揮を受け、関係避難所班長、避難所担当職員等と連携して、避難者の移送を行う。	

※：電気、水道、通信設備、窓ガラス、備品等の被害や、避難者等の利用しない倉庫等の建物の被害を除く。

2 土砂災害対策

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により点検調査を必要と判断したとき					
1	土木部長は、土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1 ☐	土木班長	土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生状況を把握する	資料集 1-2-2 資料集 1-2-3 資料集 1-2-6
		1-2 ☐	土木班長	国（TEC-FORCE）、県と連携して、土砂災害の緊急点検調査体制を確立する	
		1-3 ☐	土木班長	土砂災害の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	
		1-4 ☐	土木班長	土砂災害の緊急点検調査実施結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-5 ☐	土木班長	土砂災害に関する被災状況を県の担当事業課へ報告する	
業務実施時期：緊急点検調査等により二次災害防止措置を必要と判断したとき					
2	土木部長は、土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1 ☐	土木班長	著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
		2-2 ☐	土木班長	仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積み等の二次災害防止措置を講じる	
		2-3 ☐	土木班長	必要に応じて、国、県等への応援要請を統括班へ依頼する	
		2-4 ☐	土木班長	実施した土砂災害の二次災害防止措置をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-5 ☐	土木班長	実施した土砂災害への対応状況を県の担当事業課へ報告する	

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により応急危険度判定調査を必要と判断したとき					
1	土木部長は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定調査を実施する	1-1 □	建築班長	建築物や宅地の被害概況を把握する	
		1-2 □	建築班長	応急危険度判定実施本部を設置し、建築物及び宅地の応急危険度判定調査実施体制を確立する	
		1-3 □	建築班長	人材、資機材が不足する場合は、県への応援要請を統括班に依頼する	
		1-4 □	建築班長	応急危険度判定調査実施計画を作成する	
		1-5 □	建築班長	実施計画にしたがい、応急危険度判定調査を実施する	
		1-6 □	建築班長	応急危険度判定ステッカーの貼付等により、その所有者に危険度を周知する	
		1-7 □	建築班長	応急危険度判定調査結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定調査により二次災害防止措置を必要と判断したとき					
2	土木部長は、被災建築物及び被災宅地の二次災害防止措置を行う	2-1 □	建築班長	著しい被害を生じるおそれがある建築物や宅地がある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
		2-2 □	建築班長	実施した被災建築物及び被災宅地の二次災害防止措置をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	

4 その他危険物施設等の応急措置

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により連絡調整を必要と判断したとき					
1	消防部長は、危険物施設等の管理者と連絡調整する	1-1 ☐	消防情報 班長	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等と連絡体制を確立する	
		1-2 ☐	消防情報 班長	危険物施設等の管理者が実施する施設の点検調査結果を把握する	
		1-3 ☐	消防情報 班長	危険物施設等の管理者が実施する施設の点検調査結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：施設等の点検調査により二次災害防止措置を必要と判断したとき					
2	消防部長は、危険物施設等の二次災害防止措置を行う	2-1 ☐	消防情報 班長	危険物施設等の管理者が実施した立入制限等の二次災害防止措置状況を把握し、住民に情報提供を行う	
		2-2 ☐	消防情報 班長	必要に応じて、消火、救急・救護、避難誘導體制を確保し、その活動を実施する	
		2-3 ☐	消防情報 班長	関係機関へ応援を要請する	
		2-4 ☐	消防情報 班長	危険物施設等の管理者が実施する二次災害防止措置に協力する	
		2-5 ☐	消防情報 班長	実施された危険物施設等の二次災害防止措置をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	

第5節 事故対応

業務		実施内容			参照
業務実施時期：大規模な事故が発生したとき					
1	消防部長は、事故等の概要を把握する	1-1 ☐	災害活動 班長	事故等関係者の通報に対応する	
		1-2 ☐	消防統括 指揮班長	事故等の概要を情報収集整理班に伝達する	
業務実施時期：大規模な事故の発生報告を受けたとき					
2	本部事務局長は、関係機関と連絡調整を行う	2-1 ☐	情報収集 整理班長	災害活動班、事故等関係者、生駒警察署、県等と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する	
		2-2 ☐	情報収集 整理班長	被害状況を取りまとめ、国、県等に報告する	資料集 4-2-5 様式集 3-1 様式集 3-2
		2-3 ☐	広報班長	情報収集整理班がとりまとめた交通規制、立入制限等の実施状況を把握し、住民に広報する	
業務実施時期：火災や被害の発生状況から被害拡大防止措置を必要と判断したとき					
3	消防部長は、被害拡大防止措置を行う	3-1 ☐	災害活動 班長	消防団と連携して、消火・救助・救急、避難誘導体制を確保する	
		3-2 ☐	災害活動 班長	災害現場において、消火・救助・救急、避難誘導等を実施する	
業務実施時期：大規模事故災害への組織的な対応を必要と判断したとき					
4	本部事務局長は、事故対応	4-1 ☐	統括班長	事故等の種類、被害規模等に応じて、事故災害対策本部を設置し、必要な活動体制を確立する	
		4-2 ☐	統括班長	必要に応じて、関係機関へ応援を要請する	
業務実施時期：事故災害対策本部等が設置されたとき					
5	各部長は、事故等の応急措置に対応する	5-1 ☐	各班長	災害活動班や事故等関係者が実施する事故等の災害態様に応じた応急措置に協力する	

事故等	
大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故等

第4章 生活を守るための対策

第1節 避難生活支援

1 避難所の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：避難所の開設を決定したとき					
1	教育部長は、避難所を開設する	1-1 ☐	避難所・学校班長 避難所・避難所・社会教育班長	開設する避難所に職員を 1 名派遣し、施設管理者と連絡調整する	資料集 2-1-2
		1-2 ☐	避難所・学校班長 避難所・避難所・社会教育班長	施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、情報収集整理班へ報告する	
		1-3 ☐	避難所・学校班長 避難所・避難所・社会教育班長	避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	
		1-4 ☐	避難所・学校班長 避難所・避難所・社会教育班長	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する	関連計画集Ⅲ
		1-5 ☐	避難所・学校班長 避難所・避難所・社会教育班長	避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 7-2
業務実施時期：避難所が開設されたとき					
2	教育部長は、避難所を運営する	2-1 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	市民の避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	
		2-2 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	規定の避難所運営ルールを避難者に周知するとともに、市民の避難所運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行う	
		2-3 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	開設した各避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、被災者救援班及び統括班に提出する	様式集 7-3
		2-4 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、医療防疫班に支援要請を行う	
		2-5 ☐	臨時避難所班長	指定避難所・緊急避難場所以外の避難者について把握し、指定避難所への収容を調整する	
		2-6 ☐	臨時避難所班長	収容が困難な場合、臨時避難所として避難者名簿を作成し、物資の提供等について調整する。	

業務実施時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき

3	教育部長は、避難所を閉鎖する	3-1 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を統括班に依頼する	
		3-2 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	市民の運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	
		3-3 ☐	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長 臨時避難所班長	避難所運営に関する記録等を取りまとめ、統括班に提出する	様式集 7-4

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：避難所では生活が困難な避難者があり、本部長が福祉避難所の設置を必要と判断したとき					
1	医療福祉部長は、福祉避難所を開設する	1-1 ☐	福祉班長	社会福祉施設等の施設管理者と連絡調整を行い、福祉避難所としての使用可否を確認する (市内の施設では受入れ困難なときは他の都市への応援要請を検討する)	資料集 2-1-2
		1-2 ☐	福祉班長	開設する福祉避難所に職員を派遣し、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	
		1-3 ☐	福祉班長	福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する	
		1-4 ☐	福祉班長	避難所から福祉避難所へ避難対象者を移送する	
		1-5 ☐	医療防疫班長	人工透析を要する者、在宅酸素療法を要する者等、一定の医療行為を必要とする場合は、市立病院等の医療機関に移送する	
		1-6 ☐	福祉班長	避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 4-1
業務実施時期：福祉避難所が開設されたとき					
2	医療福祉部長は、福祉避難所を運営する	2-1 ☐	福祉班長	各福祉避難所に職員を2名ずつ派遣する	
		2-2 ☐	福祉班長	施設管理者、福祉関係団体、ボランティアの協力を得るなど、福祉避難所運営体制を確立する	
		2-3 ☐	福祉班長	避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、統括班及び被災者救援班に提出する	様式集 7-3
		2-4 ☐	福祉班長	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、医療防疫班に支援要請を行う	
業務実施時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき					
3	医療福祉部長は、福祉避難所を閉鎖する	3-1 ☐	福祉班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を統括班に依頼する	
		3-2 ☐	福祉班長	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	
		3-3 ☐	福祉班長	福祉避難所運営に関する記録等を取りまとめ、統括班に提出する	様式集 7-4

第2節 物資の供給

1 応急給水

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により応急給水を必要と判断したとき					
1	水道部長は、応急給水体制を確立する	1-1 ☐	水道班長	職員を配備し、水道施設の被害調査を行う	
		1-2 ☐	水道班長	断水状況や道路状況等の応急給水に必要な情報を収集する	
		1-3 ☐	水道班長	情報をとりまとめ、給水方法、給水場所、給水地域の優先順位等を決定し、応急給水計画を策定する	資料集 5-1-2
		1-4 ☐	水道班長	応急給水に必要な人員及び車両の手配、給水タンク等の資機材を調達する	資料集 5-2-3
		1-5 ☐	水道班長	必要に応じて、協定に基づく応援要請を行う	資料集 3-3-1
業務実施時期：応急給水体制を確立したとき					
2	水道部長は、応急給水を実施する	2-1 ☐	水道班長	応急給水計画に基づき、給水実施時期、場所等を広報班に依頼し、広報する	
		2-2 ☐	水道班長	避難所などに簡易水槽を仮設し、給水タンク車や給水タンクによる運搬等により応急給水を実施する	
		2-3 ☐	水道班長	応急給水実施状況を統括班に提出する	

給水量の目安			
災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
～3日まで	3 リットル／人・日	おおむね 1km 以内	簡易水槽、緊急耐震貯水槽、給水タンク車
～10日	20 リットル／人・日	おおむね 250m 以内	配水本管付近の仮設給水栓
～21日	100 リットル／人・日	おおむね 100m 以内	配水支管上の仮設給水栓
～28日	被災前給水量	おおむね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

2 食料、生活必需品の供給

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により食料、生活必需品等の供給を必要と判断したとき					
1	救援衛生部長は、食料、生活必需品の供給体制を確立する	1-1 □	被災者救援班長	教育部各班及び福祉班がとりまとめた避難所ごとの避難者数を把握し、食料、生活必需品の必要量を算定する	
		1-2 □	被災者救援班長	必要に応じて、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	資料集 3-3-1
		1-3 □	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給方針を決定し、供給計画を策定する	資料集 3-3-3 災害救助用米穀
		1-4 □	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給に必要な人員、輸送車両等を確保し、供給体制を確立する	
		1-5 □	被災者救援班長	必要に応じて、総合公園体育館に物資輸送拠点を開設する	第2章第2節
業務実施時期：食料、生活必需品の供給体制を確立したとき					
2	救援衛生部長は、食料、生活必需品を供給する	2-1 □	被災者救援班長	食料、生活必需品を調達する	資料集 5-2-1
		2-2 □	被災者救援班長	提供を受けた食料、生活必需品の受付記録を作成し、保管する	
		2-3 □	被災者救援班長	提供を受けた食料、生活必需品を配分し、避難所等に搬送する	
		2-4 □	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給実施状況を統括班に提出する	

調達方法

- ・備蓄物資を活用する
- ・協定締結企業等へ食料、生活必需品の供給を要請する
- ・広報班に救援物資に関する広域広報を依頼する
- ・県に食料、生活必需品の供給を要請する
- ・県または農林水産省に災害救助用米穀の引渡要請を行う
- ・その他の都市に生活必需品の供給を依頼する
- ・必要に応じて、市学校給食センター、生駒山麓公園ふれあいセンターにおいて、生駒市地域婦人団体連絡協議会、日本赤十字社奈良県支部生駒市地区奉仕団等に協力を求めて炊き出しを実施する

避難所等における食料、生活必需品の供給実施の基準

区分	避難後概ね 24 時間まで	概ね 24 時間 以降	概ね 48 時間以降	特例的処置・備考
毛布 等	必要により 配布。(※)	—	段ボールベッド、間 仕切りも配布	※:避難施設の状況により併せ て敷物も配布
飲料	配布しない。	施設により、 避難者が多数 の場合は飲料 水配布	施設により、避難 者が多数の場合は 飲料水配布	各施設断水時には給水実施 夏季の空調設備のない場所の 避難者には経口補水液や電解 質補給飲料も配布(開始時期は 食料の配布に準じる。)
食料	配布しない。 (個人携行)	配布する。 (備蓄食料)	配布する。 (給食を追及)	避難準備が困難であった場 合(注)には早期に配布を開始 する。
衣類 等	配布しない。	配布しない。	配布する。(※)	※:自宅が被災し着替え等がな い避難者
備考	注:地震災害の発生時や、「高齢者等避難」を十分早期に発令することができずに「避難指示」を発令した場合、あるいは「高齢者等避難」を深夜あるいは強い風雨の中で発令した場合など。 ○当時の状況により住民がやむを得ず指定避難所・緊急避難場所以外の施設に避難した場合も、状況把握後努めて早期に指定避難所の避難者と同等の配布を行う。 ○大規模震災等により地域全体で食品が入手困難となった場合は、各指定避難所の収容者以外の周辺住民を含めて食料の配布を行う。(発災後概ね 72 時間以降)			

第3節 災害時要援護者支援

業務		実施内容			参照
業務実施時期：避難情報を発令したとき又は災害発生直後					
1	医療福祉部長は、 要援護者の安否確認を行う	1-1 □	福祉班長	避難支援等関係者と連携し、要援護者の安否確認体制を確保する	資料集 2-1-1 関連計画集 I
		1-2 □	福祉班長	災害時要援護者台帳に基づき、自治会長に依頼（必要により、自治会長を通じて自主防災会にも協力を依頼）するなど、要援護者の安否を確認する	資料集 2-1-1
		1-3 □	福祉班長	要援護者の安否情報をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-4 □	福祉班長	消防団や生駒警察署と連携し、安否が確認できない要援護者を捜索する	
		1-5 □	福祉班長	消防団や生駒警察署と連携し、危険な区域に残留する要援護者を安全な場所に誘導する	
業務実施時期：安否確認を実施したとき又は災害発生から数日が経過し、状況により必要と判断したとき					
2	医療福祉部長は、 要援護者のニーズを把握する	2-1 □	福祉班長	市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、臨時相談窓口を開設し、巡回相談体制を確立する	
		2-2 □	福祉班長	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要援護者の実態調査を行う	
		2-3 □	福祉班長	要援護者の人的、物的支援ニーズをとりまとめる	
業務実施時期：要援護者の支援ニーズを把握したとき					
3	医療福祉部長は、 要援護者の避難生活支援を行う	3-1 □	福祉班長	人的、物的支援ニーズにしたがい、対応方針を検討する	
		3-2 □	福祉班長	対応方針にしたがい、要援護者の避難生活上必要となる人材を確保する	
		3-3 □	福祉班長	対応方針にしたがい、被災者救援班に依頼して、要援護者の避難生活上必要となる物資を確保する	
		3-4 □	福祉班長 医療防疫班	必要に応じて、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅の優先入居措置等に努める	

第4節 行方不明者の搜索及び遺体の火葬等

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	本部事務局長は、 行方不明者を搜索する	1-1 ☐	情報収集 整理班長	市民からの搜索依頼に関する情報 や福祉班の安否確認情報から行方 不明者の状況を把握する	
		1-2 ☐	情報収集 整理班長	自治会・自主防災会、生駒警察署 等と情報交換し、行方不明者に関 する情報を共有する	
		1-3 ☐	情報収集 整理班長	災害活動班、自治会・自主防災 会、生駒警察署、自衛隊その他の 関係機関等に依頼して、行方不明 者を搜索する	
		1-4 ☐	動員班長	生駒警察署から協力要請があつた 場合は、受付所の設置等や搜索へ の協力体制を確立する	
業務実施時期：災害発生し、被害状況から多数の死者の発生が見込まれるとき					
2	救援衛生部長は、 遺体を収容する	2-1 ☐	衛生班長	被害規模、行方不明者数等から遺 体数を概算する	
		2-2 ☐	衛生班長	生駒警察署等と協力し、必要分を 勘案して、遺体安置所を設置する	
		2-3 ☐	衛生班長	葬祭業者等に協力依頼し、遺体の 一時保存に必要な物品（シート、 毛布、棺、ドライアイス等）を確 保する	
		2-4 ☐	衛生班長	発見された遺体を最寄りの遺体安 置所に収容し、遺体処理台帳を作 成する	
		2-5 ☐	衛生班長	遺体安置所に収容した遺体数をと りまとめ、情報収集整理班に報告 する	
業務実施時期：遺体安置所に遺体が収容されたとき					
3	医療福祉部長は、 遺体の処理を行う	3-1 ☐	福祉班長	生駒警察署等と連絡調整し、検視 及び検案に協力する	
		3-2 ☐	福祉班長	必要に応じて、洗浄、消毒等を行 い、遺体を納棺し、一時保存する	
		3-3 ☐	福祉班長	検案が終了し、身元が判明してい る遺体を遺族に引き渡す	
		3-4 ☐	福祉班長	生駒警察署と連絡調整し、身元不 明の遺体の身元確認等に協力する	

		3-5 ☐	福祉班長	遺体の処理結果についてとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		3-6 ☐	福祉班長	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	
業務実施時期：遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合					
4	救援衛生部長は、 遺体の火葬を行う	4-1 ☐	衛生班長	死者数、被害状況、市内斎場の機能状況を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する	
		4-2 ☐	衛生班長	県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場利用の協力を依頼する	
		4-3 ☐	衛生班長	市内外の斎場利用方法の調整を行う	
		4-4 ☐	衛生班長	葬祭業者等に依頼して、遺体を斎場に搬送する	
		4-5 ☐	衛生班長	関係法規に基づいて、火葬を行う	
		4-6 ☐	衛生班長	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺留品を引き渡す	
		4-7 ☐	衛生班長	引取り手のない遺骨・遺留品を一時的に保管する	

遺体の火葬の原則

市は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合又は死亡した者の遺族がいない場合並びに身元の判明しない遺体について火葬等を実施する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬を行う。

第5節 防疫、保健衛生

1 防疫活動

業務		実施内容			参照
業務実施時期：郡山保健所より指導、指示があったとき					
1	医療福祉部長は、防疫活動体制を確立する	1-1 ☐	医療防疫班長	防疫を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する	
		1-2 ☐	医療防疫班長	人数、薬剤等の必要量に応じた防疫班を編成する	
		1-3 ☐	医療防疫班長	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	
		1-4 ☐	医療防疫班長	防疫活動に必要な人員及び車両の手配、防疫用資機材等を調達する	
業務実施時期：防疫活動体制を確立したとき					
2	医療福祉部長は、防疫活動を実施する	2-1 ☐	医療防疫班長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱に基づき、防疫活動を実施する	
		2-2 ☐	医療防疫班長	自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 ☐	医療防疫班長	防疫活動記録を作成し、情報収集整理班に報告する	様式集 8-1

防疫活動

①消毒活動

- ・感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う
- ・被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、郡山保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う（患者等の人権に配慮する）

②防疫指導

- ・避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る
- ・パンフレット等の配布、報道機関等を通じ、衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知する
- ・防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う

③臨時予防接種

- ・予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、郡山保健所、市医師会等の協力を得て、予防接種を実施する

2 被災者の健康維持活動

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、避難生活の長期化が予想されるとき					
1	医療福祉部長は、保健・衛生活動体制を確立する	1-1 ☐	医療防疫 班長	避難所、社会福祉施設等における被災者の健康状態に関する情報を収集する	
		1-2 ☐	医療防疫 班長	郡山保健所、ボランティア（保健師、栄養士）、D P A T等に依頼して、必要に応じた活動班を編成する	
		1-3 ☐	医療防疫 班長	巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	
		1-4 ☐	医療防疫 班長	巡回相談等に必要の人員及び車両の手配、資機材等を調達する	
業務実施時期：保健・衛生活動体制が確立されたとき					
2	医療福祉部長は、保健・衛生活動を実施する	2-1 ☐	医療防疫 班長	郡山保健所、市医師会、ボランティア（保健師、栄養士）、D P A T等に依頼して、保健・衛生活動を実施する	
		2-2 ☐	医療防疫 班長	自らの保健・衛生活動が十分ではないと認められるときは、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 ☐	医療防疫 班長	保健・衛生活動記録を作成し、情報収集整理班に報告する	

保健・衛生活動

①巡回相談

- ・避難所、応急仮設住宅、社会福祉施設等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する（女性相談員も配置するよう配慮する）
- ・避難所、応急仮設住宅、給食施設等において、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、巡回栄養相談を実施する

②心の健康相談

- ・災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）等、生活の激変による依存症等に対応するため、D P A Tの協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する（女性相談員も配置するよう配慮する）

3 動物等の収容対策

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により動物等の保護・収容対策を必要と判断したとき					
1	救援衛生部長は、動物等の保護・収容活動体制を確立する	1-1 ☐	衛生班長	逸走動物や放浪動物の発生状況を把握する	
		1-2 ☐	衛生班長	県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、必要に応じた活動体制を確立する	
		1-3 ☐	衛生班長	動物等の保護に必要な人員及び車両の手配、捕獲用資機材等を調達する	
		1-4 ☐	衛生班長	動物等の収容場所を確保する	
業務実施時期：動物等の保護・収容活動体制が確立されたとき					
2	救援衛生部長は、動物等の保護・収容活動を行う	2-1 ☐	衛生班長	県、生駒警察署、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、保護・収容活動を実施する	
		2-2 ☐	衛生班長	自らの保護・収容活動が十分ではないと認められるときは、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 ☐	衛生班長	動物等の保護・収容活動記録を作成し、情報収集整理班に報告する	

特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物（虎、鰐等）

動物等の保護・収容活動

①特定動物の逸走に対応する（衛生班長）

- ・通報者等から特定動物に係る詳細な情報を把握する
- ・特定動物が逸走した付近の住民へ周知する
- ・県、生駒警察署等に協力を要請し、捕獲するなど人への危害防止措置を行う

②放浪犬猫を保護・収容する（衛生班長）

- ・県及び県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力体制を確立し、連携して、放浪犬猫等を保護・収容する
- ・放浪犬猫等の所有者や里親探しのための情報収集・提供を行う

第6節 廃棄物の処理及び清掃

1 災害廃棄物の処理

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により大量の災害廃棄物の発生が見込まれるとき					
1	救援衛生部長は災害廃棄物の処理体制を確立する	1-1 ☐	衛生班長	家屋の被災状況等の情報を収集し、がれきの発生量を推計する	関連計画集Ⅷ
		1-2 ☐	衛生班長	情報をとりまとめ、がれきの処分場、仮置場、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理計画を作成する	
		1-3 ☐	衛生班長	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認するなど、投入可能な車両や人員を確保する	
		1-4 ☐	衛生班長	必要に応じて、国、県及び協定締結自治体への応援要請を統括班に依頼する	資料集 3-3-1
		1-5 ☐	衛生班長	災害廃棄物処理計画に基づき仮置場を設営する	
業務実施時期：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別措置（公費解体）が適用されるとき					
2	土木部長は、解体・撤去の申込みを受付ける	2-1 ☐	土木班長	公費解体の申込み受付に関する広報を行い、解体・撤去申請書を公開する	
		2-2 ☐	土木班長	被災建築物等の解体・撤去申請書を受付ける	
		2-3 ☐	土木班長	解体・撤去の需要をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-4 ☐	土木班長	被災建築物等の解体・撤去の実施を決定する	
業務実施時期：公費による解体・撤去の実施が決定したとき					
3	土木部長は、解体・撤去を実施する	3-1 ☐	土木班長	解体・撤去に関する委託業務を発注する	
		3-2 ☐	土木班長	解体・撤去に関する委託業務の請負契約を締結する	
		3-3 ☐	土木班長	解体・撤去に関する委託業務の監理を実施する	

		3-4 ☐	土木班長	解体・撤去の実施結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：災害廃棄物の処理体制を確立したとき					
4	救援衛生部長は、 災害廃棄物の処理 を実施する	4-1 ☐	衛生班長	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する	
		4-2 ☐	衛生班長	業者に発注した分別業務や運搬業務を管理する	
		4-3 ☐	衛生班長	災害廃棄物の処理状況を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	
		4-4 ☐	衛生班長	災害廃棄物の処理にかかった費用を清算する	

2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により大量の生活ごみ・粗大ごみ等の発生が見込まれるとき					
1	救援衛生部長は、生活ごみの処理体制を確立する	1-1 ☐	衛生班長	ライフラインやごみ処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、生活ごみ・粗大ごみ等の現況処理能力や稼働見込を把握する	関連計画集Ⅷ
		1-2 ☐	衛生班長	避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の発生量を推計する	
		1-3 ☐	衛生班長	情報をとりまとめ、生活ごみ・粗大ごみ等の処理計画を作成する	
		1-4 ☐	衛生班長	一般廃棄物収集運搬許可業者の稼働状況を確認するなど、投入可能な車両や人員を確保する	
		1-5 ☐	衛生班長	必要に応じて、国、県及び協定締結自治体への応援要請を統括班に依頼する	資料集 3-3-1
業務実施時期：生活ごみ・粗大ごみ等の処理体制を確立したとき					
2	救援衛生部長は、生活ごみの処理を実施する	2-1 ☐	衛生班長	生活ごみ・粗大ごみ等の収集運搬業務を一般廃棄物収集運搬許可業者へ発注する	
		2-2 ☐	衛生班長	市民に集積場所、集積日時、生活ごみ・粗大ごみ等の適切な処理方法等の広報を広報班に依頼する	
		2-3 ☐	衛生班長	一般廃棄物収集運搬許可業者による生活ごみ・粗大ごみ等の収集運搬業務を管理する	
		2-4 ☐	衛生班長	生活ごみ・粗大ごみ等の処理状況を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	

3 し尿処理

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により大量のし尿の発生が見込まれるとき					
1	救援衛生部長は、し尿処理体制を確立する	1-1 ☐	衛生班長	ライフラインやエコパーク 2 1 の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	関連計画集Ⅷ
		1-2 ☐	衛生班長	避難所の避難者数やトイレの使用可能状況等の情報を収集し、し尿発生量を推計する	
		1-3 ☐	衛生班長	情報をとりまとめ、し尿処理方針を決定し、し尿処理計画を作成する	
		1-4 ☐	衛生班長	し尿処理に必要な人員及び仮設トイレ、バキュームカー等を確保する	
		1-5 ☐	衛生班長	必要に応じて、国、県及び協定締結自治体への応援要請を統括班に依頼する	資料集 3-3-1
業務実施時期：し尿処理体制が確立されたとき					
2	救援衛生部長は、仮設トイレを設置する	2-1 ☐	衛生班長	仮設トイレ、資機材等を業者に発注し、指定した場所に運搬・設置する	
		2-2 ☐	衛生班長	仮設トイレの設置及びトイレの衛生管理について、設置する施設の責任者等に協力依頼する	
		2-3 ☐	衛生班長	仮設トイレ設置確認結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：し尿処理体制が確立されたとき					
3	救援衛生部長は、し尿処理を実施する	3-1 ☐	衛生班長	し尿汲み取り委託業務を一般廃棄物収集運搬許可業者へ発注する	
		3-2 ☐	衛生班長	一般廃棄物収集運搬許可業者によるし尿施設への運搬作業の完了を確認する	
		3-3 ☐	衛生班長	し尿処理状況結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：下水機能が回復したとき					
4	救援衛生部長は、仮設トイレを撤去する	4-1 ☐	衛生班長	避難所閉鎖等に関する情報を収集し、仮設トイレの撤去場所・時期を決定する	
		4-2 ☐	衛生班長	業者に発注し、仮設トイレを撤去する	
		4-3 ☐	衛生班長	仮設トイレ撤去結果をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	

第7節 ライフラインの応急復旧

1 上・下水道施設の応急復旧

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により上・下水道施設の被害調査を必要と判断したとき					
1	水道部長は、上・下水道施設の応急復旧体制を確立する	1-1 □	水道班長 下水道班長	上・下水道施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	
		1-2 □	水道班長 下水道班長	情報をとりまとめ、応急復旧の方針を決定する	
		1-3 □	水道班長 下水道班長	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	
		1-4 □	水道班長 下水道班長	指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店の稼働状況を確認するなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	
		1-5 □	水道班長 下水道班長	必要に応じて、県及び協定締結団体等に応援要請を行う	資料集 3-3-1
業務実施時期：上・下水道施設の応急復旧体制を確立したとき					
2	水道部長は、上・下水道施設の応急復旧を実施する	2-1 □	水道班長 下水道班長	上・下水道施設の応急復旧工事を実施する	
		2-2 □	水道班長 下水道班長	地下埋設管の復旧については、道路管理者、生駒警察署、地下埋設物企業等と協議を実施する	
		2-3 □	水道班長 下水道班長	上・下水道施設の復旧状況をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		2-4 □	水道班長 下水道班長	上・下水道施設の応急復旧にかかった費用を清算する	

2 電気、電話、都市ガス、鉄道の応急復旧

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況によりライフライン施設の被害調査を必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1 ☐	情報収集 整理班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道の事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	
		1-2 ☐	情報収集 整理班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道の事業者の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	
		1-3 ☐	情報収集 整理班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道等の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめ、広報班に伝達する	
		1-4 ☐	広報班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道等の被害、復旧見込みなどを広報する	
業務実施時期：ライフライン施設に被害があり、一定の時間が経過したとき					
2	本部事務局長は、ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1 ☐	情報収集 整理班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道等の施設の復旧状況を把握する	
		2-2 ☐	情報収集 整理班長	必要に応じて、電気、電話・通信、都市ガス、鉄道の事業者の応急復旧対策に協力する	
		2-3 ☐	情報収集 整理班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道等の施設の復旧状況などをとりまとめ、広報班に伝達する	
		2-4 ☐	広報班長	電気、電話・通信、都市ガス、鉄道等の施設の復旧状況などを広報する	

第5章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

1 応急仮設住宅の設置

業務		実施内容			参照
業務実施時期：住居を失う罹災者が発生したときで、災害救助法が適用されず、本部長が実施を判断したとき					
1	土木部長は、応急仮設住宅を建設する	1-1 ☐	建築班長	住宅の被災状況及び被災者の意向を調査し、応急仮設住宅の必要戸数を検討する	
		1-2 ☐	建築班長	建設仮設のほか借上仮設を含め、応急仮設住宅建設計画を作成する	
		1-3 ☐	建築班長	応急仮設住宅建設計画に基づき、応急仮設住宅を建設する	
業務実施時期：住居を失う罹災者が発生したときで、災害救助法が適用され、県から事務委任されたとき					
2	本部事務局長は、応急仮設住宅の建設準備を実施する	2-1 ☐	統括班長	応急仮設住宅需要を調査する	
		2-2 ☐	統括班長	応急仮設住宅供給戸数を決定する	
		2-3 ☐	統括班長	応急仮設住宅建設用地を選定・確保する	
		2-4 ☐	統括班長	応急仮設住宅の建設について、県に要請する	
業務実施時期：応急仮設住宅の建設を開始したとき					
3	土木部長は、応急仮設住宅入居者を決定する	3-1 ☐	建築班長	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	
		3-2 ☐	建築班長	入居者受付窓口を開設し、公募を行う	
		3-3 ☐	建築班長	入居申込みの受付を行う	
		3-4 ☐	建築班長	申込み者に対し、審査、抽選等を行い、入居者を決定する	
		3-5 ☐	建築班長	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	
業務実施時期：被災者が応急仮設住宅に入居を開始したとき					

4	医療福祉部長は、 応急仮設住宅入居者の生活支援を行う	4-1 □	福祉班長	入居者名簿を作成し、要配慮者をリスト化する	
		4-2 □	福祉班長	要配慮者に必要な生活支援を行う	
		4-3 □	福祉班長	被災者の中長期的なメンタルケアを実施する	
業務実施時期：建築工事完了の日から2箇年以内					
5	土木部長は、応急仮設住宅を処分する	5-1 □	建築班長	入居者に対し、恒久住宅への移行に必要な情報収集、相談・指導を行う	
		5-2 □	建築班長	入居者の退去を確認する	
		5-3 □	建築班長	必要に応じて、応急仮設住宅の撤去、原状回復を行う	

2 住宅の応急修理

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害救助法が適用され、県から事務委任されたとき（災害救助法が適用されない場合は、本部長が実施を判断したとき）					
1	土木部長は、住宅の応急修理の申込みを受付ける	1-1 ☐	建築班長	住宅の応急修理の申込み受付けに関する広報を行い、応急修理申込書を公開する	
		1-2 ☐	建築班長	住宅の応急修理申込書を受付ける	
		1-3 ☐	建築班長	住宅の応急修理の需要をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-4 ☐	建築班長	住宅の応急修理の実施を決定する	
業務実施時期：住宅の応急修理の実施が決定したとき（原則として災害発生の日から1か月以内）					
2	土木部長は、住宅の応急修理を実施する	2-1 ☐	建築班長	住宅の応急修理に関する工事を発注する	
		2-2 ☐	建築班長	住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	
		2-3 ☐	建築班長	住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	
		2-4 ☐	建築班長	住宅の応急修理の実施結果をとりまとめ、本部、県に報告する	

3 住居障害物の除去

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害救助法が適用され、県から事務委任されたとき（災害救助法が適用されない場合は、本部長が実施を判断したとき）					
1	土木部長は、住居障害物の除去の申込みを受付ける	1-1 ☐	土木班長	住居障害物の除去の申込み受けに関する広報を行い、住居障害物の除去申込書を公開する	
		1-2 ☐	土木班長	住居障害物の除去申込書を受付ける	
		1-3 ☐	土木班長	住居障害物の除去の需要をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-4 ☐	土木班長	住居障害物の除去の実施を決定する	
業務実施時期：住宅の応急修理の実施が決定したとき（原則として災害発生の日から1か月以内）					
2	土木部長は、住居障害物の除去を実施する	2-1 ☐	土木班長	住居障害物の除去に関する廃棄物の処理方針について、衛生班長と協議する	
		2-2 ☐	土木班長	住居障害物の除去に関する工事を発注する	
		2-3 ☐	土木班長	住居障害物の除去に関する工事の請負契約を締結する	
		2-4 ☐	土木班長	住居障害物の除去に関する工事監理を実施する	
		2-5 ☐	土木班長	住居障害物の除去の実施結果をとりまとめ、本部、県に報告する	

4 その他の住宅応急対策

【土木部長】

- ①市営住宅への一時入居措置をとる（建築班長）
 - ・市営住宅の空き家を対象施設として速やかに一時入居募集を行う
 - ・県営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の空き家の提供を依頼する
- ②民間賃貸住宅を借り上げる（建築班長）
 - ・民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、貸主団体及び不動産関係団体に協力を要請する
- ③災害公営住宅を建設する（建築班長）
 - ・公営住宅法の災害公営住宅の建設基準に基づき、災害公営住宅の建設を判断したときは、災害公営住宅建設用地を確保し、建設する

第2節 文教対策

(1) 医療福祉部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	医療福祉部長は、園児の安全を確保する	1-1 ☐	医療防疫 班長	園長等と連絡調整し、園児等の安否確認状況を把握する	
		1-2 ☐	医療防疫 班長	園児等の安否情報をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-3 ☐	医療防疫 班長	消防団、生駒警察署等に依頼して、安否が確認できない園児等を搜索する	
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により施設等の応急措置を必要と判断したとき					
2	医療福祉部長は、所管施設の応急復旧を実施する	2-1 ☐	医療防疫 班長	幼稚園、保育所等の所管施設の被害調査を実施する	
		2-2 ☐	医療防疫 班長	所管施設の被災状況に応じて、立入禁止等の応急措置を講じる	
		2-3 ☐	医療防疫 班長	所管施設の被災状況を取りまとめ、応急復旧計画を作成する	
		2-4 ☐	医療防疫 班長	応急復旧計画にしたがい、所管施設の応急復旧を実施する	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により応急保育を必要と判断したとき					
3	医療福祉部長は、応急保育を実施する	3-1 ☐	医療防疫 班長	園児や職員の被災状況、インフラの復旧状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する	
		3-2 ☐	医療防疫 班長	保育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設との合同保育あるいは混合保育等の調整を行い、応急保育を実施する	
		3-3 ☐	医療防疫 班長	災害により保育士が不足する場合は、臨時職員を確保する	

(2) 教育部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1	教育部長は、児童・生徒の安全を確保する	1-1 ☐	避難所・学校班長	学校長等と連絡調整し、児童・生徒の安否確認状況を把握する	
		1-2 ☐	避難所・学校班長	児童・生徒の安否情報をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-3 ☐	避難所・学校班長	P T A、消防団、生駒警察署等に依頼して、安否が確認できない児童・生徒を搜索する	
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により施設等の応急措置を必要と判断したとき					
2	教育部長は、所管の応急復旧を実施する	2-1 ☐	避難所・学校班長	小・中学校、学校給食センター等の所管施設の被害調査を実施する	
		2-2 ☐	避難所・学校班長	所管施設の被災状況に応じて、立入禁止等の応急措置を講じる	
		2-3 ☐	避難所・学校班長	所管施設の被災状況を取りまとめ、応急復旧計画を作成する	
		2-4 ☐	避難所・学校班長	応急復旧計画にしたがい、所管施設の応急復旧を実施する	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により応急教育を必要と判断したとき					
3	教育部長は、応急教育を実施する	3-1 ☐	避難所・学校班長	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する	
		3-2 ☐	避難所・学校班長	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する	
		3-3 ☐	避難所・学校班長	災害により教職員等が不足する場合は、県教育委員会と調整し、臨時職員を確保する	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により就学援助等を必要と判断したとき					
4	教育部長は、児童・生徒等に対する援助を実施する	4-1 ☐	避難所・学校班長	就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	

		4-2 ☐	避難所・ 学校班長	教科書、教材、文房具、通学用品 等の必要数を学校別にとりまと め、県に報告し、供給を受ける	
		4-3 ☐	避難所・ 学校班長	必要に応じて、就学援助費の支 給、心のケア、転出・転入の手続 きなど、児童・生徒等の援助を行 う	

第3節 文化財の応急対策

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生し、被害状況から多数の文化財被害の発生が見込まれるとき					
1	教育部長は、文化財の応急対策実施体制を確立する	1-1 ☐	避難所・社会教育班長	文化財所有者又は管理者から被災状況の情報を速やかに収集する	資料集 7-1-4
		1-2 ☐	避難所・社会教育班長	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	
		1-3 ☐	避難所・社会教育班長	指定文化財の被害状況をについて、県に報告する	
		1-4 ☐	避難所・社会教育班長	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	
		1-5 ☐	避難所・社会教育班長	文化財の応急措置に必要な人員、資機材等を確保し、実施体制を確立する	
業務実施時期：文化財の応急対策実施体制を確立したとき					
2	教育部長は、文化財の応急措置を行う	2-1 ☐	避難所・社会教育班長	国、県（教育委員会）、文化財所有者又は管理者等に依頼して、文化財の応急措置を実施する	
		2-2 ☐	避難所・社会教育班長	必要に応じ、文化財に関する専門ボランティア等の応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 ☐	避難所・社会教育班長	文化財の応急措置に関する実施記録を作成し、情報収集整理班及び県教育委員会に報告する	

災害別文化財応急対策		
災害別	種別	応急対策
火災	焼損	素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは県教育委員会の指示に従う。
	煤、消火剤等による汚損	除去作業は専門技術を要するので県教育委員会の指示に従う。
	水損	通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。
風水害	物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はいれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。
	水損	火災の水損に準ずる
	がけ崩れ等による建造物の傾斜	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
震災	物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はいれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。
	建造物の傾斜や倒壊	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐと共に、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
全般		被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第4節 ボランティアの受入れ

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により災害ボランティアセンターの設置を必要と判断したとき					
1	医療福祉部長は、災害ボランティアセンター設置の調整を行う	1-1 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンター（以下「ボラセン」という）の設置を要請する	関連計画集Ⅶ
		1-2 ☐	福祉班長	ボラセンの設置場所を決定し、情報収集整理班に報告するとともに、県に報告する	
		1-3 ☐	福祉班長	ボラセンの開設を確認し、広報班に依頼して、ボラセン開設について広報する	
業務実施時期：災害ボランティアセンターを設置したとき					
2	医療福祉部長は、災害ボランティアセンター運営の調整を行う	2-1 ☐	福祉班長	広報班長に依頼して、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関及び自治会組織を通じて、ボランティアを募集するとともに、ボランティア支援の要望の受付開始等について周知する	
		2-2 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会より、ボラセン運営状況を把握する	
		2-3 ☐	福祉班長	ボラセンの運営に必要な人材、資機材が不足する場合は、動員班、資源管理班に調整を依頼する	
業務実施時期：災害発生から数か月が経過し、地元を中心とする生活復興支援に見通しが立ったとき					
3	医療福祉部長は、災害ボランティアセンター閉鎖の調整を行う	3-1 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会にボラセンの閉鎖を要請する	
		3-2 ☐	福祉班長	ボラセンで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	
		3-3 ☐	福祉班長	ボラセンの閉鎖を確認し、情報収集整理班に報告するとともに、県に報告する	
		3-4 ☐	福祉班長	広報班長に依頼して、ボラセン閉鎖について広報する	

第5節 義援金、救援物資の受入れ

(1) 救援衛生部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により救援物資の提供を必要と判断したとき					
1	救援衛生部長は、救援物資を募集する	1-1 ☐	被災者救援班長	被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する	
		1-2 ☐	被災者救援班長	県や日本赤十字社等と調整し、募集すべき物資を特定する	
		1-3 ☐	被災者救援班長	救援物資の受付・保管、配分・配布に係る人材や場所を確保し、実施体制を確立する	
		1-4 ☐	被災者救援班長	広報班に依頼して、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関で救援物資の募集を広報する	
業務実施時期：救援物資の募集を開始したとき					
2	救援衛生部長は、救援物資を受付・保管する	2-1 ☐	被災者救援班長	総合公園体育館に受付窓口（物資送り先）を開設する	
		2-2 ☐	被災者救援班長	救援物資の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する	
		2-3 ☐	被災者救援班長	総合公園体育館に救援物資を一時保管する	
		2-4 ☐	被災者救援班長	救援物資の受付状況を記録し、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：救援物資の提供を受けたとき					
3	救援衛生部長は、救援物資を配分・配布する	3-1 ☐	被災者救援班長	情報収集整理班より避難所ニーズを把握し、受付けた救援物資の配分計画を立てる	
		3-2 ☐	被災者救援班長	配分計画にしたがい、救援物資を避難所等へ搬送する	

(2) 医療福祉部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により義援金の提供を必要と判断したとき					
1	医療福祉部長は、義援金を募集する	1-1 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会、県や日本赤十字社等と調整し、義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を定める	
		1-2 ☐	福祉班長	義援金の受付・保管、配分に係る人材を確保し、実施体制を確立する	
		1-3 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会を通じて、義援金を募集するとともに、広報班に依頼して、義援金の募集を広報する	
業務実施時期：義援金の募集を開始したとき					
2	医療福祉部長は、義援金を受付・保管する	2-1 ☐	福祉班長	受付窓口や振込み指定口座を開設する	
		2-2 ☐	福祉班長	義援金の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する	
		2-3 ☐	福祉班長	義援金を一時保管する	
		2-4 ☐	福祉班長	義援金の受付状況を記録するとともに、広報班に依頼して、受付状況を広報する	
業務実施時期：義援金の提供を受けたとき					
3	医療福祉部長は、義援金を配分する	3-1 ☐	福祉班長	市社会福祉協議会、県や日本赤十字社等と調整し、義援金の配分方法について検討する	
		3-2 ☐	福祉班長	必要に応じて、義援金配分委員会を設置し、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する	
		3-3 ☐	福祉班長	決定した方針にしたがい、義援金を被災者へ配分する	
		3-4 ☐	福祉班長	義援金の収納額や使途についてとりまとめるとともに、広報班に依頼して、義援金の配分結果を広報する	

第 6 章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

1 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	公共土木施設を所管する各部長（医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部の部長）は、災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	1-1 ☐	各班長	所管施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	資料集 7-1-1
		1-2 ☐	各班長	災害発生後 1 か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	
		1-3 ☐	各班長	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	
		1-4 ☐	各班長	災害発生後 60 日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	
		1-5 ☐	各班長	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	
業務実施時期：災害復旧事業の補助を受けたとき					
2	公共土木施設を所管する各部長（医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部の部長）は、災害復旧事業を行う	2-1 ☐	各班長	災害復旧の事業計画を策定する	
		2-2 ☐	各班長	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	
		2-3 ☐	各班長	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	
		2-4 ☐	各班長	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を清算する	

※本項の各班長とは医療防疫班、福祉班、下水道班、水道班、経済班、衛生班、土木班、建築班、避難所・学校班、避難所・社会教育班の班長を指す

2 資金計画

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	本部事務局長は、資金計画を策定する	1-1 ☐	財務班長	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	資料集 7-1-1
		1-2 ☐	財務班長	各班が活用した各種災害復旧事業制度等を把握する	
		1-3 ☐	財務班長	各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	
		1-4 ☐	財務班長	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	
業務実施時期：資金計画を策定したとき					
2	本部事務局長は、各部長と連携して、復旧・復興財源を確保する	2-1 ☐	財務班長	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	
		2-2 ☐	財務班長	現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	
		2-3 ☐	財務班長	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務局もしくは郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	地方公共団体金融機構：融資の手引 (http://www.jfm.go.jp/)
		2-4 ☐	財務班長	必要に応じて、復興基金を設立する	

※本項の各班とは医療防疫班、福祉班、下水道班、水道班、経済班、衛生班、土木班、建築班、避難所・学校班、避難所・社会教育班を指す

第2節 企業等の再建支援

1 農林業災害復旧資金の相談、斡旋

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	救援衛生部長は、緊急支援資金に関する相談窓口を開設する	1-1 ☐	経済班長	県、農協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する	資料集 7-1-2
		1-2 ☐	経済班長	相談体制を確立する	
		1-3 ☐	経済班長	相談窓口を開設する	
		1-4 ☐	経済班長	相談窓口の開設、農林業災害復旧に関する制度内容等を周知する	
業務実施時期：相談窓口を開設したとき					
2	救援衛生部長は、緊急支援資金に関する相談に対応する	2-1 ☐	経済班長	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	
		2-2 ☐	経済班長	各種相談、申請を受付ける	
		2-3 ☐	経済班長	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
		2-4 ☐	経済班長	相談、申請情報を一元的に管理する	

2 中小企業の再建資金の相談、斡旋

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	救援衛生部長は、 中小企業の再建資金に係る相談窓口を開設する	1-1 ☐	経済班長	国、県、生駒商工会議所、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する	資料集 7-1-2
		1-2 ☐	経済班長	相談体制を確立する	
		1-3 ☐	経済班長	相談窓口を開設する	
		1-4 ☐	経済班長	相談窓口の開設、中小企業の再建に関する制度内容等を周知する	
業務実施時期：相談窓口を開設したとき					
2	救援衛生部長は、 中小企業の再建資金に係る相談に対応する	2-1 ☐	経済班長	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	
		2-2 ☐	経済班長	各種相談、申請を受付ける	
		2-3 ☐	経済班長	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
		2-4 ☐	経済班長	相談、申請情報を一元的に管理する	

第3節 被災者の生活再建支援

1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	救援衛生部長は、 罹災証明発行に係る被害認定調査を実施する	1-1 ☐	調査班長	被害の概要を把握する	
		1-2 ☐	調査班長	罹災証明書の発行に係る被害認定調査の計画を立てる	
		1-3 ☐	調査班長	罹災証明書の発行に係る被害認定調査に関する広報を広報班に依頼する	
		1-4 ☐	調査班長	必要に応じて、県、奈良県建築士会等と連携して、調査に必要な調査員・備品を確保する	
		1-5 ☐	調査班長	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを整理する	
		1-6 ☐	調査班長	罹災証明書の発行に係る被害認定調査を実施する	
		1-7 ☐	調査班長	調査結果をとりまとめる	
業務実施時期：被害認定調査を実施したとき					
2	救援衛生部長は、 罹災証明書を発行する	2-1 ☐	調査班長	罹災証明書発行申請を受付ける	様式集 8-2
		2-2 ☐	調査班長	被害認定調査結果と照合し、罹災証明書を発行する	
		2-3 ☐	調査班長	判定結果に不服がある場合など必要に応じて、再調査を行い、罹災害証明書を再発行する	
業務実施時期：罹災証明書を発行したとき					
3	救援衛生部長は、 被災者台帳を作成する	3-1 ☐	調査班長	罹災証明書の発行情報を一元的に管理する	様式集 8-3
		3-2 ☐	調査班長	被災者台帳を作成する	
		3-3 ☐	調査班長	被災者台帳データを全庁的に共有する	

2 被災者の生活支援

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	本部事務局長は、被災者支援の相談体制を整備する	1-1 ☐	統括班長	各種被災者支援の制度に関する情報を把握する	資料集 7-1-3
		1-2 ☐	統括班長	被災者支援相談プロジェクトチームを設置する	
		1-3 ☐	統括班長	特に相談内容に関する部門から弾力的、集中的に職員を配置する	次頁
		1-4 ☐	統括班長	被災者支援相談プロジェクトチームのリーダー、総合相談窓口の開設場所を決める	
業務実施時期：総合相談窓口の設置を決定し、相談体制を確立したとき					
2	本部事務局長、被災者の生活支援に関する総合相談窓口を開設する	2-1 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	被災者の生活支援に関する制度利用条件や手続きを把握する	
		2-2 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	被災者支援相談プロジェクトチーム内の役割分担を行う	
		2-3 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	被災者の生活支援に関する総合相談窓口を開設する	
		2-4 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	総合相談窓口の開設、被災者の生活支援に関する制度内容等の周知を広報班に依頼する	
業務実施時期：総合相談窓口を開設したとき					
3	本部事務局長は、被災者の生活支援に関する相談に対応する	3-1 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	被災者の申請に統一的に対応するために県と協議し、申請書類や審査基準等について協議を行う	
		3-2 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	総合相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	
		3-3 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
		3-4 ☐	被災者支援相談プロジェクトチームリーダー	相談、申請情報を一元的に管理する	

■総合相談窓口において想定される支援内容

(1) 被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 ☐被災者生活再建支援金の支給 ☐災害弔慰金の支給 ☐災害障害見舞金の支給
(2) 当面の生活資金や生活再建の資金 ☐災害援護資金の貸付 ☐生活福祉資金の貸付 ☐母子・寡婦福祉資金の貸付
(3) 税金や保険料等の減免・猶予 ☐市民税の減免・徴収猶予 ☐固定資産税の減免・徴収猶予 ☐国民健康保険税の減免・徴収猶予 ☐介護保険料の減免・徴収猶予
(4) 住まいの確保・再建のための支援 ☐災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧 ☐災害復興住宅融資利子補償 ☐宅地等災害復旧助成 ☐被災住宅の応急修理支援
(5) その他 ☐国民健康保険医療費、後期高齢者医療費の自己負担金の減免 ☐各種福祉サービス利用料の減免 ☐保育所保育料、幼稚園授業料の減免 ☐水道料金の減免 ☐下水道料金の減免 ☐雇用対策 ☐その他

第4節 災害復旧・復興

1 災害復興

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき					
1	本部事務局長は、 復旧・復興対策体制を整備する	1-1 ☐	統括班長	復旧・復興本部を設置する	
		1-2 ☐	統括班長	復旧・復興本部会議を運営する	
		1-3 ☐	統括班長	復興プロジェクトチームを設置する	
		1-4 ☐	統括班長	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する	
業務実施時期：復旧・復興本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、 復旧・復興計画を策定する	2-1 ☐	統括班長	住民の参画を得ながら、委員会、専門部会、連絡協議会等を設置する	
		2-2 ☐	統括班長	復旧・復興基本方針を策定する	
		2-3 ☐	統括班長	復旧・復興計画を策定する	
業務実施時期：復旧・復興計画を策定したとき					
3	各部長は、復旧・復興事業を実施する	3-1 ☐	各班長	復旧・復興計画にしたがい分野ごとの事業計画を策定する	
		3-2 ☐	各班長	復興・復旧事業を実施する	

2 災害における教訓の継承・発信

業務		実施内容			参照
業務実施時期：復旧・復興本部を設置したとき					
1	本部事務局長は、災害の経験と教訓の継承・発信に関する取組みを実施する	1-1 ☐	統括班長	災害における教訓の継承・発信に関するプロジェクトチームを立ち上げ、委員会等を設置する	
		1-2 ☐	統括班長	災害に関する調査分析、検証等を実施する	
		1-3 ☐	統括班長	災害の経験と教訓の継承・発信に関する取組み内容を検討する	
		1-4 ☐	統括班長	災害の経験と教訓の継承・発信に関する取組みを実施する	
業務実施時期：災害に関する調査分析、検証等が実施されたとき					
2	本部事務局長、災害資料等を公開する	2-1 ☐	統括班長	災害に関する各種資料を広く収集整理する	
		2-2 ☐	統括班長	整理した各種資料を適切に保存する	
		2-3 ☐	統括班長	各種資料を一般に閲覧できるように公開する	